

## 平成十二年建設省令第二十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則

一年法律第八十一号)及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成十二年政令第六十四号)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則を次のように定める。

### 目次

#### 第一章 住宅性能評価

第一条 住宅性能評価(第一条—第七条の四)

第二章 登録住宅性能評価機関(第八条—第十二条)

第三章 登録講習機関(第二十四条—第三十九条)

第四章 住宅型式性能認定(第四十条—第四十三条)

第五章 登録住宅型式性能認定等機関(第五十二条)

第六章 認証型式住宅部分等製造者(第四十一条—第四十八条)

第七章 特別評価方法認定(第七十八条—第八十三条)

第八章 登録試験機関(第八十四条—第九十条)

第九章 住宅紛争処理支援センター(第一百十一条—一百六十六条)

第十章 権限の委任(第一百二十五条)

附則  
第一節 住宅性能評価  
(住宅性能評価書に記載すべき事項)  
第一条 住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「法」という。)第五条第一項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。  
一 申請者の氏名又は名称及び住所  
二 住宅性能評価を行った新築住宅にあっては、当該新築住宅の建築主及び設計者の氏名又は名称及び連絡先

#### 第一章 住宅性能評価

##### 第一節 住宅性能評価

###### (住宅性能評価書に記載すべき事項)

第一条 住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「法」という。)第五条第一項の国土交通省令・内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 申請者の氏名又は名称及び住所  
二 住宅性能評価を行った新築住宅にあっては、当該新築住宅の建築主及び設計者の氏名又は名称及び連絡先

### 三 建設された住宅に係る住宅性能評価(以下「建設住宅性能評価」という。)を行った新築住宅にあっては、当該新築住宅の工事監理者及び工事施工者の氏名又は名称及び連絡先

四 住宅性能評価を行った既存住宅(新築住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)にあっては、当該既存住宅の所有者(当該既存住宅が共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)以外の住宅(以下「共同住宅等」という。)である場合にあっては、住宅性能評価を行った住戸の所有者に限る。)の氏名又は名称及び連絡先

五 住宅性能評価を行った既存住宅にあっては、新築・増築・改築・移転・修繕及び模様替(修繕及び模様替にあっては、軽微なものを除く。)の時における当該既存住宅の建築主、設計者(工事監理者、工事施工者及び売主の氏名又は名称及び連絡先(国土交通大臣及び消費者庁長官が定める方法により確認されたものに限る。)並びにその確認の方法)並びにその確認の方法

六 住宅性能評価を行った住宅の所在地及び名称

七 住宅性能評価を行った住宅の階数、延べ面積、構造その他の当該住宅に関する基本的な事項で国土交通大臣及び消費者庁長官が定めるもの(国土交通大臣及び消費者庁長官が定める方法により確認されたものに限る。)及びその確認の方法

八 住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき事項(以下「性能表示事項」という。)ごとの住宅性能評価の実施の有無

九 住宅性能評価を行つた住宅の性能その他の項目(以下「性能表示事項」という。)ごとの住宅性能評価の際に認められた当該既存住宅に特記すべき事項(前号に掲げるものを除く。)

十 住宅性能評価を行つた既存住宅にあつては、住宅性能評価を行つた住宅の地盤の液状化に関し住宅性能評価の際に入手した事項のうち参考となるもの(申請者からの中出しがある場合に限る。)

十一 住宅性能評価を行つた住宅の性能その他の項目(以下「性能表示事項」という。)ごとの住宅性能評価を行つた既存住宅にあつては、住宅性能評価の際に認められた当該既存住宅に特記すべき事項(前号に掲げるものを除く。)

十二 住宅性能評価書を交付する登録住宅性能評価機関の名称及び登録の番号

十三 登録住宅性能評価機関の印

十四 住宅性能評価を行つた評価員の氏名

### 十五 住宅性能評価書の交付番号

十六 住宅性能評価書を交付する年月日(住宅性能評価書に付すべき標章)

#### 第二条 法第五条第一項の国土交通省令・内閣府令で定める標章で設計住宅性能評価書に係るもの

のは、別記第一号様式に定める標章とする。

2 法第五条第一項の国土交通省令・内閣府令で定める標章で建設住宅性能評価書に係るもの

は、住宅性能評価を行つた住宅が新築住宅である場合にあっては別記第二号様式に、既存住宅である場合にあっては別記第三号様式に定める標章とする。

#### (設計住宅性能評価の申請)

第三条 設計された住宅に係る住宅性能評価(以下「設計住宅性能評価」という。)の申請をしようとする者は、別記第四号様式の設計住宅性能評価申請書(設計住宅性能評価書が交付された住宅でその計画の変更をしようとするものに係る設計住宅性能評価(以下この項において「変更設計住宅性能評価」という。)にあっては、第一面を別記第五号様式としたものとする。以下単に「設計住宅性能評価申請書」といいう。)の正本及び副本に、それぞれ、設計住宅性能評価のために必要な図書で国土交通大臣及び消費者庁長官が定めるもの(変更設計住宅性能評価にあつては、以下単に「設計評価申請添付図書」という。)を添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。

2 前項の申請は、性能表示事項のうち設計住宅性能評価を希望するもの(住宅性能評価を受けなければならない事項として国土交通大臣及び消費者庁長官が定めるもの(以下「必須評価事項」という。)を除く。)を明らかにして、しなければならない。

3 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る設計住宅性能評価の申請のうち、次に掲げるものにあつては、登録住宅性能評価機関が、当該特別評価方法認定書の写しを添えなければならない(登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。

4 第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたもの

5 第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを有している登録住宅性能評価機関が設計評価申請添付図書に明示すべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、設計評価申請添付図書のほか、設計住宅性能評価申請書の正本及び副本に、それぞれ、第八十条第一項に規定する特別評価方法認定書の写しを添えなければならない(登録住宅性能評価機関が、当該特別評価方法認定書の写しを添えなければならない。

6 認定特別評価方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、登録住宅性能評価機関が、当該認定特別評価方法により代えられる方法に限る。)に従つて評価されることを要しない。

7 登録住宅性能評価機関は、設計住宅性能評価申請書及びその添付図書の受理について、電子情報処理組織(登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請者の使用に係る入出力装置などを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいう。第四条第五項において同じ。)の使用又は

8 第四十一一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写しを添えたもの

9 第四十一一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写しを有している登録住宅性能評価機関の名称及び登録の番号

10 第四十一一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写しを添えたもの

11 第四十一一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写しを添えたもの

12 第四十一一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写しを添えたもの

13 第四十一一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写しを添えたもの

14 第四十一一条第一項に規定する住宅型式性能認定書の写しを添えたもの

機関が設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号イ(3)の規定により指定されたものを明示しないことについて評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めたもの

住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分ある認証型式住宅部分等を含む住宅に係る設計住宅性能評価の申請のうち、次に掲げるものにあっては、第一項の規定にかかわらず、設計評価申請添付図書に明示すべき事項のうち第六十四条第一号ロ(4)の規定により指定されたものを明示しないことについて評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めたもの

2 第四十五条第一項の国土交通省令・内閣府令で定める標章で設計住宅性能評価書に係るもののは、別記第一号様式に定める標章とする。

2 法第五条第一項の国土交通省令・内閣府令で定める標章で建設住宅性能評価書に係るもののは、別記第一号様式に定める標章とする。

事項を確実に記録しておくことができる物を含む。(以下同じ。)の受理によることができる。  
 (設計住宅性能評価書の交付等)  
**第四条** 設計住宅性能評価書の交付は、設計住宅性能評価申請書の副本及びその添付図書を添えて行わなければならない。  
 登録住宅性能評価機関は、次に掲げる場合においては、設計住宅性能評価書を交付してはならない。  
 一 設計住宅性能評価申請書又はその添付図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるとき。  
 二 設計住宅性能評価申請書又はその添付図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。  
 三 申請に係る住宅の計画が、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項の建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。  
 前項の通知書の交付は、設計住宅性能評価申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。ただし、共同住宅又は長屋における二以上の戸で一の申請者により設計住宅性能評価の申請が行われたもののうち、それらの一部について同項の通知書を交付する場合にあっては、この限りでない。

4 登録住宅性能評価機関から設計住宅性能評価書を交付された者は、設計住宅性能評価機関に申請することができる。

5 登録住宅性能評価機関は、前各項に規定する図書について、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができ

(建設住宅性能評価の申請)

**第五条** 建設住宅性能評価の申請をしようとする者は、新築住宅に係る申請にあつては別記第七号様式の既存住宅に係る申請にあつては別記第八号様式の建設住宅性能評価申請書(建設住宅性能評価書が交付された住宅でその建設工事の変更をしようとするものに係る建設住宅性能評価「)という。)にあつては第一面を別記第九

通知を受理したときは、同項に規定する日又は

号様式としたものとする。以下単に「建設住宅性能評価申請書」という。の正本及び副本、又はその写し(新築住宅について当該住宅に係る設計住宅性能評価を行つた登録住宅性能評価機関とは異なる登録住宅性能評価機関に申請しようとする場合に限る。)、建設住宅性能評価の確認済証(以下この項において単に「確認済証」という。)の写しを添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。

長官が定めるもの(変更建設住宅性能評価については、当該変更に係るものに限る。)並びに建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証(以下この項において単に「確認済証」という。)の写しを添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。ただし、同法第六条第一項の規定による確認を要しない住宅に係る申請又は既存住宅に係る建設

住宅性能評価の申請にあっては、確認済証の写しの添付を要しない。

2 前項の申請は、性能表示事項のうち建設住宅性能評価を希望するもの(必須評価事項を除く。)を明らかにして、しなければならない。

3 前項の規定により指定された検査が、特定の時期に行なべき検査のすべてのものである場合においては、当該時期を除く。)をいう。以下同じ。)のうち最初のもの以後の工程に係る工事を開始するまでに、これを行ななければならない。ただし、検査を要しない住宅にあっては、この限りでない。

4 第三条第五項及び第六項の規定は、既存住宅に係る建設住宅性能評価の申請について準用する。

(検査)

**第六条** 建設住宅性能評価(新築住宅に係るものに限る。以下この条において同じ。)の申請者は、登録住宅性能評価機関に対し、検査時期に行なるべき検査の対象となる工程(以下この条において「検査対象工事」という。)に係る工事が完了する日又は完了した日を通知しなければならない。

登録住宅性能評価機関は、前項の規定による

通知を受けたときは、当該登録住宅性能評価機

機関に申請する。

2 申請に係る住宅について建築基準法第七条第三項の規定による検査を要しない住宅又は同

じの添付を要しない。

3 前項の規定により検査を行なわれ

たための必要な図書で国土交通大臣及び消費者庁

長官が定めるもの(変更建設住宅性能評価につ

ては、当該変更に係るものに限る。)並びに建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証(以下この項において単に「確認済証」という。)の写しを添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならぬ。

4 第三条第七項の規定は、施工状況報告書の受

理について準用する。

5 建設住宅性能評価の申請者は、検査が行われ

る場合には、当該住宅の建設工事が設計住宅性

能評価書に表示された性能を有する住宅のもの

であることを証する図書を当該工事現場に備え

ておかなければならぬ。

6 前項の図書が電子計算機に備えられたファイ

ル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電

子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表

示されるときは、当該ファイル又は磁気ディス

クをもつて同項の図書に代えることができる。

7 登録住宅性能評価機関は、新築住宅に係る検

査を行なったときは、遅滞なく、別記第十号様式

の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者

にその旨を報告しなければならない。

8 第四条第五項の規定は、前項の規定による報

告について準用する。

(建設住宅性能評価書の交付等)

2 登録住宅性能評価機関は、建設住宅

性能評価申請書の副本及び第十五条第一号口

(1) 若しくは(2)に規定する書類(建設

住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要

したもののに限る。)又はその写しを添えて行わ

なければならない。

登録住宅性能評価機関は、新築住宅に係る建

設住宅性能評価にあつては次の各号に、既存住

宅に係る建設住宅性能評価にあつては第一号、

第二号又は第四号に掲げる場合においては、建

設住宅性能評価書を交付してはならない。この

場合において、登録住宅性能評価機関は、別記

第十一号様式の通知書を申請者に交付しなけれ

ばならない。

建設住宅性能評価申請書若しくはその添付

図書、施工状況報告書又は前条第五項に規定

する図書(次号において「申請書等」とい

う。)に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認め

るとき。

3 申請に係る住宅について建築基準法第七条

第三項の規定による検査を要しない住宅又は同

じの添付を要しない。

4 第三条第五項の規定は、前各項に規定する図

書の交付について準用する。

(長期使用構造等であることの確認の申請)

5 第三条の二 法第六条の二第一項の規定による求

めをしようとする者は、別記第十一号の二様式

の確認申請書(第七条の四第一項第一号に規定

する確認書又は法第六条の二第五項の住宅性能

評価書が交付された住宅でその計画の変更をし

ようとするものに係る確認(以下この項におい

て「変更確認」という。)にあつては第一面を

別記第十一号の三様式としたものとする。以下

單に「確認申請書」という。)の正本及び副本

に、それぞれ、同条第三項の規定による確認の

ための必要な図書で国土交通大臣が定めるもの

(変更確認にあつては、当該変更に係るものに

その通知を受理した日のいずれか遅い日から七

日以内に、評価員に当該検査時期における検査

を行なわせなければならない。

三 申請に係る住宅が、建築基準法第六条第一

項の建築基準関係規定に適合しないと認める

とき。

四 登録住宅性能評価機関の責に帰すことので

きない事由により検査を行うことができない

とき。

五 申請に係る住宅について建築基準法第七条

第三項又は第七条の二第五項の検査済証が交

付されていないとき。ただし、同法第七条第

一項の規定による検査を要しない住宅又は同

法第七条の六第一項第一号若しくは第二号の

規定による認定を受けた住宅にあっては、こ

の限りでない。

前項の通知書の交付は、建設住宅性能評価申

請書の副本及びその添付図書を添えて行うもの

とする。第四条第三項ただし書の規定は、この

場合について準用する。

前項の通知書の交付は、建設住宅性能評価機関に申

請書の副本及びその添付図書を添えて行うもの

とする。第四条第三項ただし書の規定は、この

場合について準用する。

前項の通知書の交付は、登録住宅性能評価機関に申

請書の副本及びその添付図書を添えて行うもの

とする。第四条第五項の規定は、前各項に規定する図

書の交付について準用する。

(建設住宅性能評価書の交付等)

2 登録住宅性能評価機関は、新築住宅に係る建

設住宅性能評価申請書の副本及び第十五条第一号口

(1) 若しくは(2)に規定する書類(建設

住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要

したもののに限る。)又はその写しを添えて行わ

なければならない。

登録住宅性能評価機関は、新築住宅に係る建

設住宅性能評価にあつては次の各号に、既存住

宅に係る建設住宅性能評価にあつては第一号、

第二号又は第四号に掲げる場合においては、建

設住宅性能評価書を交付してはならない。この

場合において、登録住宅性能評価機関は、別記

第十一号様式の通知書を申請者に交付しなけれ

ばならない。

建設住宅性能評価申請書若しくはその添付

図書、施工状況報告書又は前条第五項に規定

する図書(次号において「申請書等」とい

う。)に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認め

るとき。

限る)を添えて、これを登録住宅性能評価機関に提出しなければならない。

2

第三条第七項の規定は、確認申請書及びその添付図書の受理について準用する。

**第七条の三** 法第六条の二第二項の規定により住宅性能評価の申請と併せて同条第一項の規定による求めをしようとする場合における第三条第一項の規定及び第五条第一項の規定の適用については、第三条第一項中「を添えて」とあるのは「並びに法第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書で国土交通大臣が定めるものを添えて」と、第五条第一項中「並びに建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証(以下この項において単に「確認済証」という。)の写しを添えて」とあるのは「建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済証(以下この項において単に「確認済証」という。)の写し並びに法第六条の二第四項の規定による確認のために必要な図書で国土交通大臣が定めるものを添えて」とする。

**第七条の四** 法第六条の二第三項の規定による確認書の交付は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに確認申請書の副本及びその添付図書を添えて行わなければならぬ。

一 当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることを確認した場合 別記第十一号の四様式による確認書  
二 当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等でないことを確認した場合 別記第十一号の五様式による確認書  
三 登録住宅性能評価機関から確認書を交付された者は、確認書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、確認書の再交付を当該登録住宅性能評価機関に申請することができる。

(登録住宅性能評価機関に係る登録の申請)

**第八条** 法第七条第一項に規定する登録住宅性能評価機関登録申請書に次に掲げる類書を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一定款又は寄附行為及び登記事項証明書  
二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人に

あつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請に係る意思の決定を証する書類

四 申請者(法人である場合はその役員(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。)にあつては、業務を執行する社員。以下同じ。)の氏名及び略歴(申請者が住宅関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)である場合には、その旨を含む。)を記載した書類

五 主要な株主の構成を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項(評価の業務以外の業務を行つている場合は、当該業務の種類及び概要)を記載した書類

七 申請者が法第八条第一号及び第二号に規定する者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長の証明書

八 申請者が法第八条第三号から第六号までに該当しない旨を誓約する書面

九 別記第十三号様式の評価の業務の計画棟数を記載した書類

十 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類

十一 評価員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が法別表の中段に掲げる者であることを証する書類及び登録講習機関が行う講習の課程を修了したことを証する書類

十二 その他参考となる事項を記載した書類

(登録住宅性能評価機関に係る登録の区分)

**第九条** 法第七条第二項の国土交通省令で定める区分は、同項目各号に掲げる住宅の種別ごとにそぞれぞれ次に掲げるものとする。

一 設計住宅性能評価を行う者としての登録行う者としての登録

二 新築住宅である住宅の建設住宅性能評価を行なう者としての登録

三 既存住宅である住宅の建設住宅性能評価を行なう者としての登録

(心身の故障により評価の業務を適正に行なうことができない者)

**第九条の二** 法第八条第五号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により評価の業務を適正に行なうに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行なうことができない者とする。

(登録住宅性能評価機関に係る登記の申請)

**第十一条** 法第十条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録住宅性能評価機関が法人である場合

二 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名

三 登録住宅性能評価機関が評価の業務を行う区域

(公示事項)

**第十二条** 登録住宅性能評価機関は、法第十条第二項の規定により法第九条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記第十四号様式の登録住宅性能評価機関変更届出書に第八条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(登録住宅性能評価機関に係る登記の更新)

**第十三条** 登録住宅性能評価機関は、法第十二条の規定により法第十五条第二項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

(登録住宅性能評価機関に係る登記の更新)

**第十四条** 法第十二条第二項の規定により登録住宅性能評価機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記第十六号様式の登録住宅性能評価機関承継届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(承継の届出)

**第十五条** 法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(評価の業務の実施基準)

**第十六条** 法第十六条第二項の国土交通省令で定める基準は、評価方法基準に従い、検査時

一 次に掲げる方法により住宅性能評価を行うこと。

イ 設計住宅性能評価は、評価方法基準に従い、設計住宅性能評価申請書及びその添付図書をもつて行うこと。

ロ 新築住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定める方法により行うこと。

ハ 既存住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定める方法により行うこと。

二 次に掲げる方法により行うこと。

イ 設計住宅性能評価の実施上の必要に応じて、平面図、立面図、断面図、配置図、構造計算書その他の図書を作成すること。

二 法第十二条第一項の規定により登録住宅性能評価機関の事業の全部を譲り受けた登録住宅性能評価機関の地位を承継した者にあって、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(登録住宅性能評価機関に係る登記の申請)

**第十七条** 法第六条の二第三項及び第四項の規定による確認は、評価員(次の表の各号の上欄に掲

されたものにあつては、別記第十八号様式の登録住宅性能評価機関事業相続同意証明書及び戸籍謄本

三 法第十二条第一項の規定により登録住宅性能評価機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、別記第十九号様式の登録住宅性能評価機関事業相続証明書及び戸籍謄本

四 法第十二条第一項の規定により合併によつて登録住宅性能評価機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第十二条第一項の規定により分割によつて登録住宅性能評価機関の地位を承継した法人にあつては、別記第二十号様式の登録住宅性能評価機関事業承継証明書

六 法第十二条第一項の規定により合併によつて登録住宅性能評価機関の地位を承継した法

人においては、その法人の登記事項証明書

七 法第十二条第一項の規定により分割によつて登録住宅性能評価機関の地位を承継した法

人においては、別記第二十一号様式の登記事項証明書

八 法第十二条第一項の規定により合併によつて登録住宅性能評価機関の地位を承継した法

人においては、別記第二十二号様式の登記事項証明書

九 法第十二条第一項の規定により分割によつて登録住宅性能評価機関の地位を承継した法

人においては、別記第二十三号様式の登記事項証明書

一〇 法第十二条第一項の規定により合併によつて登録住宅性能評価機関の地位を承継した法

人においては、別記第二十四号様式の登記事項証明書

一一 法第十二条第一項の規定により分割によつて登録住宅性能評価機関の地位を承継した法

人においては、別記第二十五号様式の登記事項証明書

一二 法第十二条第一項の規定により合併によつて登録住宅性能評価機関の地位を承継した法

人においては、別記第二十六号様式の登記事項証明書

一三 法第十二条第一項の規定により分割によつて登録住宅性能評価機関の地位を承継した法

人においては、別記第二十七号様式の登記事項証明書

一四 法第十二条第一項の規定により合併によつて登録住宅性能評価機関の地位を承継した法

人においては、別記第二十八号様式の登記事項証明書

一五 法第十二条第一項の規定により分割によつて登録住宅性能評価機関の地位を承継した法

人においては、別記第二十九号様式の登記事項証明書

一六 法第十二条第一項の規定により合併によつて登録住宅性能評価機関の地位を承継した法

人においては、別記第三十号様式の登記事項証明書

一七 法第十二条第一項の規定により分割によつて登録住宅性能評価機関の地位を承継した法

人においては、別記第三十一号様式の登記事項証明書

一八 法第十二条第一項の規定により合併によつて登録住宅性能評価機関の地位を承継した法

人においては、別記第三十二号様式の登記事項証明書

一九 法第十二条第一項の規定により分割によつて登録住宅性能評価機関の地位を承継した法

人においては、別記第三十三号様式の登記事項証明書

二〇 法第十二条第一項の規定により合併によつて登録住宅性能評価機関の地位を承継した法

人においては、別記第三十四号様式の登記事項証明書

二一 法第十二条第一項の規定により分割によつて登録住宅性能評価機関の地位を承継した法

人においては、別記第三十五号様式の登記事項証明書

二二 法第十二条第一項の規定により合併によつて登録住宅性能評価機関の地位を承継した法

人においては、別記第三十六号様式の登記事項証明書

二三 法第十二条第一項の規定により分割によつて登録住宅性能評価機関の地位を承継した法

人においては、別記第三十七号様式の登記事項証明書

げる確認を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の下欄に掲げる者に該当するものに限る。)が、確認申請書及びその添付図書をもつて行うこと。

確認を行 う	評価員
一 法第七 一条第二項 第一号に 宅掲げる住	一級建築士又はこれと同等 以上の知識及び経験を有 する者
二 法第七 二条第二項 第二号に 宅掲げる住	前号の下欄に掲げる者又は 建築士法（昭和二十五年 法律二百二号）第二条第三 項に規定する二級建築 士若しくはこれと同等以 上の知識及び経験を有す る者
三 法第七 三条第二項 第三号に 宅掲げる住	前号の下欄に掲げる者又は 建築士法第二条第四項に 規定する木造建築士若 しくはこれと同等以上の知 識及び経験を有する者
四 登録住宅性能評価機関が評価の申請又は法 第六条の二第一項の規定による求めを自ら行 った場合その他の場合であつて、評価の業務 (法第六条の二第三項又は第四項の規定によ る確認の業務を含む。第六号、次条第三項及 び第四項、第二十条第一項及び第三項並びに 第二十一条第一項において同じ。)の公正な 実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして 国土交通大臣が定める場合には、これら の申請に係る住宅性能評価又は法第六条の 第二第三項若しくは第四項の規定による確認を 行わないこと。	登録住宅性能評価機関は、評価員の資質の 向上のために、その研修の機会を確保すること。 評価の業務に関し支払うことのある損害賠 償のため保険契約を締結していること。 評価業務規程)
五 登録住宅性能評価機関は、評価員の管理者は、 第一項前段の規定により評価業務規程の届出を 管理する上で必要な権限を有する者であること。	十六条 登録住宅性能評価機関は、法第十六条 第一項の規定により評価業務規程の届出を確 保すること。

2 登録住宅性能評価機関は、法第十六条第一項  
ようにするときは、別記第二十一号様式の登  
録住宅性能評価機関評価業務規程届出書を国土  
交通大臣に提出しなければならない。

後段の規定により評価業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記第二十二号様式の登録住宅性能評価機関評価業務規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

法第十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 評価の業務を行う時間及び休日に関する事項

二 事務所の所在地及びその事務所が評価の業務を行う区域に関する事項

三 住宅性能評価及び法第六条の二第三項又は第四項の規定による確認を行う住宅の種類その他評価の業務の範囲に関する事項

四 評価の業務に関する料金及びその収納の方に関する事項

五 評価の業務に関する秘密の保持に関する事項

六 評価員の選任及び解任に関する事項

七 評価の業務に関する身分証及びその携帯に関する事項

八 評価員の配置及び教育に関する事項

九 住宅性能評価を行う際に携帯する財務諸表等をいう。以下この号において同じ。)の備付け及び財務諸表等に係る同条第一項に規定する財務諸表等をいう。

二項各号に掲げる請求の受付に関する事項

十三 評価の業務に関する公正の確保に関する事項

十四 その他評価の業務の実施に關し必要な事項

登録住宅性能評価機関は、評価業務規程を評価の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(掲示等の記載事項等)

二 登録の有効期間  
三 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称  
四 登録住宅性能評価機関が法人である場合に  
おいては、代表者の氏名

五 主たる事務所の所在地及び電話番号  
六 実施する住宅性能評価の種類  
七 住宅性能評価を行う住宅の種類  
八 その事務所が住宅性能評価を行う区域  
九 法第六条の二第三項又は第四項の規定による確認を行う場合は、確認を行なう区域  
十 法第六条の二第三項又は第四項の規定による確認を行なう場合には、その事務所が確認を行なう区域  
十一 法第十七条の規定により登録住宅性能評価機関が行なう掲示及び公衆の閲覧は、別記第二十三号様式によるものとする。  
十二 法第十七条の規定による公衆の閲覧は、登録住宅性能評価機関のウェブサイトへの掲載により行なうものとする。  
十三 法第十七条の規定による公衆の閲覧は、登録住宅性能評価機関のウェブサイトへの掲載により行なうものとする。  
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）  
**第十八条** 法第十八条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。  
（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）  
**第十九条** 法第十八条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものとする。  
一 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第十八条第二項第四号に掲げる請求書をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものでなければならない。  
二 磁気ディスクをもつて調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法前項各号に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

一 住宅性能評価の申請を受け付けた年月日  
二 法第六条の二第一項の規定による確認の求めを受けた年月日  
三 檢査を行った年月日

四 住宅性能評価書に記載した事項のうち、次に掲げる  
　　一条各号（第十二号及び第十三号を除く。）  
　　に掲げるもの及び法第六条の二第四項の規定  
　　による確認の結果

五 確認書に記載した事項のうち、次に掲げる  
　　もの

　　申請者の氏名又は名称

　　確認を行った住宅の所在地及び名称

　　確認を行った住宅の階数、延べ面積及び  
　　構造

　　確認を行った評価員の氏名

　　確認書の交付番号

　　確認書を交付した年月日

六 法第六条の二第三項の規定による確認の  
　　結果

七 当該住宅に係る評価の業務に関する料金  
　　の額

八 第四条第二項又は第七条第二項の規定によ  
　　り通知書を交付した年月日及びその通知書に  
　　記載した事項

九 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備え  
　　られたファイル又は磁気ディスクに記録され  
　　るために応じ登録住宅性能評価機関において電子  
　　計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示  
　　されるときは、当該記録をもって法第十九条第三項  
　　一項の帳簿（次項において単に「帳簿」とい  
　　う。）への記載に代えることができる。

十 登録住宅性能評価機関は、帳簿（前項の規定  
　　による記録が行われた同項のファイル又は磁気  
　　ディスクを含む。第二十三条において同じ。）  
　　を、評価の業務の全部を廃止するまで保存しな  
　　ければならない。

（書類の保存）

第一二二条 法第十九条第一項の評価の業務に關  
　　する書類で国土交通省令で定めるものは、次の  
　　各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるも  
　　のとする。

一 設計住宅性能評価 設計住宅性能評価申請  
　　書及びその添付図書

二 新築住宅に係る建設住宅性能評価 建設住  
　　宅性能評価申請書及びその添付図書、施工状  
　　況報告書並びに第六条第五項の図書（住宅性

能評価に要したものに限る。)並びに同条第七項に規定する検査報告書の写し

三 既存住宅に係る建設住宅性能評価 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書並びに建設住宅性能評価の実施上の必要に応じて作成した平面図、立面図、断面図、配置図、構造計算書その他の図書

四 法第六条の二第三項の規定による確認 認申請書、その添付図書及び確認書の写し

2 前項各号に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録住宅性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて同項各号に掲げる書類に代えることができる。

3 登録住宅性能評価機関は、第一項各号に掲げる書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第二十三条において単に「書類」という。)を、設計住宅性能評価に要したもの(当該登録住宅性能評価機関が行った建設住宅性能評価に要したものと同一のものを除く。)にあつては設計住宅性能評価書を交付した日から五年間、建設住宅性能評価に要したものにあつては建設住宅性能評価書を交付した日から二十年間、法第六条の二第三項又は第四項の規定による確認に要したものにおいて單に「書類」という。)を、設計住宅性能評価に要したものにあつては建設住宅性能評価機関が行つた建設住宅性能評価に要したものと同一のものを除く。)にあつては設計住宅性能評価書を交付した日から五年間、保存しなければならない。

(登録住宅性能評価機関に係る業務の休廃止の届出)

第二十二条 登録住宅性能評価機関は、法第二十条第一項の規定により評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、

別記第二十四号様式の登録住宅性能評価機関業務休廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(業務の廃止等に係る書類の引継ぎ)  
第三節 登録講習機関

(登録講習機関に係る登録の申請)

二十四 条 法第二十五条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記第二十五号様式の

登録講習機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

二 申請者(法人である場合はその役員)の氏名及び略歴(申請者が住宅関連事業者又は登録住宅性能評価機関(以下この号において「住宅関連事業者等」という。)の役員又は職員(過去二年間に当該住宅関連事業者等の役員又は職員であった者を含む。)である場合には、その旨を含む。)を記載した書類

三 申請に係る意思の決定を証する書類

四 申請者(法人である場合はその役員)の氏名及び略歴(申請者が住宅関連事業者等の役員又は職員であった者を含む。)である場合には、その旨を含む。)を記載した書類

五 主要な株主の構成を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項(講習の業務以外の業務を行つている場合は、当該業務の種類及び概要)を記載した書類

七 申請者が法第八条第一号及び第二号に規定する者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八 申請者が法第八条第三号及び法第二十六条第二号から第四号までに該当しない旨を誓約を証する書類

九 法第二十七条第一項第一号の住宅性能評価に関する実務に関する科目を担当する講師が同項第二号に掲げる基準に適合していることを証する書類

十 その他参考となる事項を記載した書類(心身の故障により講習の業務を適正に行うことができない者)

十一 法第二十六条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により講習の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(登録講習機関登録簿の記載事項)  
(公示事項)

第二十五条 法第二十七条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、役員の氏名(登録講習機関が法人である場合に限る。)とする。

(公示事項)  
第二十六条 法第二十五条第二項において準用する法第十条の国土交通省令で定める事項は、前条に規定する事項とする。

(登録講習機関に係る事項の変更の届出)

第二十七条 法第二十五条第二項において準用する法第十条の国土交通省令で定める事項において準用する法第十条第二項の規定によ

り法第二十七条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記第十四条各号に掲げる書類のうち変更に係るもの添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

二 第二十五条の規定は、登録講習機関が登録の更新を行う場合について準用する。

(登録講習機関に係る登録の更新)

第二十八条 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十一条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記第二十七号様式の登録講習機関登録更新申請書に第二十四条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

二 第二十五条の規定は、登録講習機関が登録の更新を行う場合について準用する。

(承継の届出)

第二十九条 法第二十五条第二項において準用する法第十一条第二項の規定により登録講習機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記第二十五条第二項において準用する法第十二条号様式の登録講習機関事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の事業の全部を譲り受け登録講習機関の地位を承継した者にあつては、別記第二十九号様式の登録講習機関事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面

二 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、別記第三十号様式の登録講習機関事業相続同意証明書及び戸籍謄本

三 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、別記第三十一号様式の登録講習機関事業相続証明書及び戸籍謄本

四 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により登録講習機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により分割によつて登録講習機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

六 講習の業務以外の業務を行つ場合にあつては、当該業務が登録講習機関として行う講習の業務であると誤認されるおそれがある表示

七 不正な受講を防止するための措置を講じること。

八 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が登録講習機関として行う講習である旨を公示すること。

九 講習の業務を行つ場合にあつては、当該業務が登録講習機関として行う講習の業務であると誤認されるおそれがある表示

十 公示事項  
十一 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十六条第一項前段の規定により講習業務規程の届出をしようとするときは、別記第三十四号様式の登録講習機関講習業務規程届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書(講習の業務の実施基準)

三十三條 法第二十五条第二項において準用する法第十一条第二項の国土交通省令で定める基準(法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。)

一 講習を毎年一回以上行うこと。

二 講習科目に応じ国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いること。

三 講習科目に応じ国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いること。

四 講師は講義の内容に関する受講者の質問に對し、講義中に適切に回答すること。

五 修了考査は、講義の終了後を行い、評価員として必要な知識及び技能を修得したかどうかを判定できるものであること。

六 講習の課程を修了した者(以下この節において「講習修了者」という。)に対して、別記第三十三号様式の修了証(以下この節において「修了証」という。)を交付すること。

七 不正な受講を防止するための措置を講じること。

八 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項及び当該講習が登録講習機関として行う講習である旨を公示すること。

九 講習の業務を行つ場合にあつては、当該業務が登録講習機関として行う講習の業務であると誤認されるおそれがある表示

十 公示事項  
十一 登録講習機関は、法第二十五条第二項において準用する法第十六条第一項後段の規定により講習業務規程の変更をするときは、別記第三十四号様式の登録講習機関講習業務規程届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

十二 登録講習機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

十三 法第二十五条第二項において準用する法第十二条第一項の規定により合併によつて登録講習機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

十四 別記第三十二号様式の登録講習機関事業承継

- 法第二十五条第一項において準用する法第十  
六条第二項の国土交通省令で定める事項は、次  
に掲げるものとする。
- 一 講習の業務を行う時間及び休日に関する  
事項
- 二 講習の業務を行なう事務所及び講習の実施場  
所に関する事項
- 三 講習の実施に係る公示の方法に関する事項
- 四 講習の受講に申請する事項
- 五 講習の業務の実施の方法に関する事項
- 六 講習の内容及び時間に関する事項
- 七 講習に用いる教材に関する事項
- 八 修了考査の方法に関する事項
- 九 修了証の交付に関する事項
- 十 講習の業務に関する料金及びその収納の方  
法に関する事項
- 十一 第三十四条第三項に規定する帳簿その他の  
講習の業務に関する書類の管理に関する事項
- 十二 財務諸表等（法第二十五条第二項において  
準用する法第十八条第一項に規定する財務  
諸表等をいう。以下この号において同じ。）  
の備付け及び財務諸表等に係る法第二十五条  
第二項において準用する法第十八条第二項各  
号に掲げる請求の受付に関する事項
- 十三 講習の業務に関する公正の確保に関する  
事項
- 十四 その他講習の業務の実施に関し必要な  
事項
- 十五 登録講習機関は、講習業務規程を講習の業務  
を行なうすべての事務所で業務時間内に公衆に閱  
覧させるとともに、インターネットを利用して  
閲覧に供する方法により公表するものとする。  
(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)
- 十六 第三十二条 法第二十五条第二項において準用す  
る法第十八条第二項第三号の国土交通省令で定  
める方法は、当該電磁的記録に記録された事項  
を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法と  
する。
- (電磁的記録に記録された事項を提供するため  
の電磁的方法)
- 十七 第三十三条 法第二十五条第二項において準用す  
る法第十八条第二項第四号の国土交通省令で定  
める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登  
録講習機関が定めるものとする。
- 一 登録講習機関の使用に係る電子計算機と法  
第二十五条第二項において準用する法第十八  
条の規定による手数料の額
- 二 第二十五条第二項において準用する法第十八  
条の規定による手数料の額
- 三 第二十五条第二項において準用する法第十八  
条の規定による手数料の額
- 四 第二十五条第二項において準用する法第十八  
条の規定による手数料の額

- 二 前項各号に掲げる方法は、請求者がファイル  
への記録を出力することによる書面を作成でき  
るものでなければならない。
- 三 情報を記録したものをお求める者に交付する方法  
(帳簿の備付け等)
- 二 前項各号に掲げる方法は、請求者がファイル  
への記録を出力することによる書面を作成でき  
るものでなければならない。
- 三 講習の実施年月日
- 二 講習の実施場所
- 三 修了者数
- 二 前項の報告書には、第三十四条第一項第四号  
及び第五号に掲げる事項を記載した修了者一覧  
表並びに講習に用いた教材及び修了考査に用い  
た問題用紙を添えなければならない。
- 三 報告書等（第一項の報告書及び前項の添付書  
類をいう。以下この項において同じ。）の提出  
については、当該報告書等が電磁的記録で作成  
されている場合には、次に掲げる電磁的方法を  
もって行なうことができる。
- 一 登録講習機関の使用に係る電子計算機と國  
土交通大臣の使用に係る電子計算機とを電気  
通信回線で接続した電子情報処理組織を使用  
する方法であつて、当該電気通信回線を通じ  
て情報が送信され、国土交通大臣の使用に係  
る電子計算機に備えられたファイルに当該情  
報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクをもつて調製するファイルに  
情報が記録したものをお求める者に交付す  
る方法
- (講習の業務の引継ぎ)
- 二 講習の業務に関する帳簿を国土交通大臣に  
引き継ぐこと。
- 一 講習の業務を国土交通大臣に引き継ぐこ  
と。
- 三 その他国土交通大臣が必要と認める行為をしな  
ければならない。
- 一 登録講習機関は、講習に用いた教材、修了考  
査に用いた問題用紙及び答案用紙並びに修了証  
の写しを講習を実施した日から三年間保存しな  
ければならない。
- 二 登録講習機関は、法第二十九条第三  
項に規定する場合には、次に掲げる行為をしな  
ければならない。
- 一 講習の業務を国土交通大臣に引き継ぐこ  
と。
- 二 講習の業務に関する帳簿を国土交通大臣に  
引き継ぐこと。
- 三 その他国土交通大臣が必要と認める行為をしな  
ければならない。
- 一 登録講習機関は、登録講習機関に係る手数料の納  
付は、当該手数料の金額に相当する額の收入印  
紙をもつて行うものとする。ただし、印紙をも  
つて納め難い事由があるときは、現金をもつて  
することができる。
- (登録講習機関に係る手数料の額)
- 二 第三十五条 登録講習機関は、法第二十九条第二  
項において準用する法第二十三条第一項の規定  
により講習の業務の全部又は一部を休止し、又  
は廃止しようとするときは、別記第三十六号様  
式の登録講習機関業務休廃止届出書を国土交通  
大臣に提出しなければならない。
- (講習の実施結果の報告)
- 三 第三十六条 登録講習機関は、講習を行なったとき  
は、国土交通大臣の定める期日までに次に掲げ  
る事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出  
しなければならない。
- 一 講習の実施年月日
- 二 講習の実施場所
- 三 修了者数
- 二 前項の報告書には、第三十四条第一項第四号  
及び第五号に掲げる事項を記載した修了者一覧  
表並びに講習に用いた教材及び修了考査に用い  
た問題用紙を添えなければならない。
- 三 報告書等（第一項の報告書及び前項の添付書  
類をいう。以下この項において同じ。）の提出  
については、当該報告書等が電磁的記録で作成  
されている場合には、次に掲げる電磁的方法を  
もって行なうことができる。
- 一 登録講習機関の使用に係る電子計算機と國  
土交通大臣の使用に係る電子計算機とを電気  
通信回線で接続した電子情報処理組織を使用  
する方法であつて、当該電気通信回線を通じ  
て情報が送信され、国土交通大臣の使用に係  
る電子計算機に備えられたファイルに当該情  
報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクをもつて調製するファイルに  
情報が記録したものをお求める者に交付す  
る方法
- (講習の業務の引継ぎ)
- 二 講習の業務を国土交通大臣に引き継ぐこ  
と。
- 一 講習の業務を国土交通大臣に引き継ぐこ  
と。
- 三 その他国土交通大臣が必要と認める行為をしな  
ければならない。
- 一 登録住宅型式性能認定等機関は、住宅型式性  
能認定をしないときは、別記第三十九号様式の  
通知書を申請者に交付しなければならない。
- 二 住宅型式性能認定書の交付を受けた者は、住  
宅型式性能認定書の交付を受けた者は、住  
宅型式性能認定書を滅失し、汚損し、又は破損  
したときは、住宅型式性能認定書の再交付を申  
請することができる。
- (住宅型式性能認定の公示)
- 二 認定を受けた型式に係る住宅又はその部分  
の種類

- 式の登録講習機関業務休廃止届出書を国土交通  
大臣に提出しなければならない。
- (住宅型式性能認定の申請)
- 第四十条 住宅型式性能認定の申請をしようとする  
者は、別記第三十七号様式の住宅型式性能認  
定申請書（以下単に「住宅型式性能認定申請  
書」という。）に住宅型式性能認定のために必  
要な図書で国土交通大臣が定めるもの（次項に  
おいて「住宅型式性能認定申請添付図書」とい  
う。）を添えて、これを登録住宅型式性能認定  
等機関に提出しなければならない。
- 一 講習の実施年月日
- 二 講習の実施場所
- 三 修了者数
- 二 前項の報告書には、第三十四条第一項第四号  
及び第五号に掲げる事項を記載した修了者一覧  
表並びに講習に用いた教材及び修了考査に用い  
た問題用紙を添えなければならない。
- 三 報告書等（第一項の報告書及び前項の添付書  
類をいう。以下この項において同じ。）の提出  
については、当該報告書等が電磁的記録で作成  
されている場合には、次に掲げる電磁的方法を  
もって行なうことができる。
- 一 登録講習機関の使用に係る電子計算機と國  
土交通大臣の使用に係る電子計算機とを電気  
通信回線で接続した電子情報処理組織を使用  
する方法であつて、当該電気通信回線を通じ  
て情報が送信され、国土交通大臣の使用に係  
る電子計算機に備えられたファイルに当該情  
報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクをもつて調製するファイルに  
情報が記録したものをお求める者に交付す  
る方法
- (講習の業務の引継ぎ)
- 二 講習の業務を国土交通大臣に引き継ぐこ  
と。
- 一 講習の業務を国土交通大臣に引き継ぐこ  
と。
- 三 その他国土交通大臣が必要と認める行為をしな  
ければならない。
- 一 登録住宅型式性能認定等機関は、住宅型式性  
能認定をしないときは、別記第三十八号様式の  
通知書を申請者に交付しなければならない。
- 二 住宅型式性能認定書の交付を受けた者は、住  
宅型式性能認定書を滅失し、汚損し、又は破損  
したときは、住宅型式性能認定書の再交付を申  
請することができる。
- (住宅型式性能認定の公示)
- 二 認定を受けた型式に係る住宅又はその部分  
の種類

## 第二章 住宅型式性能認定等

### 第一節 住宅型式性能認定

(住宅型式性能認定の申請)

第四十一条 住宅型式性能認定の申請をしようとする  
者は、別記第三十七号様式の住宅型式性能認  
定申請書（以下単に「住宅型式性能認定申請  
書」という。）に住宅型式性能認定のために必  
要な図書で国土交通大臣が定めるもの（次項に  
おいて「住宅型式性能認定申請添付図書」とい  
う。）を添えて、これを登録住宅型式性能認定  
等機関に提出しなければならない。

一 講習の実施年月日

二 講習の実施場所

三 修了者数

二 前項の報告書には、第三十四条第一項第四号  
及び第五号に掲げる事項を記載した修了者一覧  
表並びに講習に用いた教材及び修了考査に用い  
た問題用紙を添えなければならない。

三 報告書等（第一項の報告書及び前項の添付書  
類をいう。以下この項において同じ。）の提出  
については、当該報告書等が電磁的記録で作成  
されている場合には、次に掲げる電磁的方法を  
もって行なうことができる。

一 登録講習機関の使用に係る電子計算機と國  
土交通大臣の使用に係る電子計算機とを電気  
通信回線で接続した電子情報処理組織を使用  
する方法であつて、当該電気通信回線を通じ  
て情報が送信され、国土交通大臣の使用に係  
る電子計算機に備えられたファイルに当該情  
報が記録されるもの

二 磁気ディスクをもつて調製するファイルに  
情報が記録したものをお求める者に交付す  
る方法

(講習の業務の引継ぎ)

二 講習の業務を国土交通大臣に引き継ぐこ  
と。

一 講習の業務を国土交通大臣に引き継ぐこ  
と。

三 その他国土交通大臣が必要と認める行為をしな  
ければならない。

一 登録住宅型式性能認定等機関は、住宅型式性  
能認定をしないときは、別記第三十八号様式の  
通知書を申請者に交付しなければならない。

二 住宅型式性能認定書の交付を受けた者は、住  
宅型式性能認定書を滅失し、汚損し、又は破損  
したときは、住宅型式性能認定書の再交付を申  
請することができる。

(住宅型式性能認定の公示)

二 認定を受けた型式に係る住宅又はその部分  
の種類

三 認定を受けた型式に係る性能表示事項	四 住宅に係る住宅型式性能認定にあつては、当該認定を受けた型式の性能
五 認定番号	六 認定年月日
第四十三条 法第三十三条第一項の認証（以下単に「認証」という。）の申請をしようとする者は、別記第四十号様式の型式住宅部分等製造者認証申請書（以下単に「型式住宅部分等製造者認証申請書」という。）に住宅型式性能認定書の写しの他の認証のために必要な図書で国土交通大臣が定めるもの（以下「型式住宅部分等製造者認証申請添付図書」という。）を添えて、これを登録住宅型式性能認定等機関に提出しなければならない。（型式住宅部分等製造者認証申請書に記載すべき事項）	（型式住宅部分等製造者認証申請書に記載すべき事項）
第四十四条 法第三十三条第二項の国土交通省令で定める申請書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。	第四十四条 法第三十三条第二項の国土交通省令で定める申請書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。
一 認証を申請しようとする者の氏名又は名称及び住所	一 認証を申請しようとする者の氏名又は名称及び住所
二 型式住宅部分等の種類	二 型式住宅部分等に係る住宅型式性能認定の認定番号及び認定年月日
三 工場その他の事業場（以下「工場等」といいう。）の名称及び所在地	三 工場その他の事業場（以下「工場等」といいう。）の名称及び所在地
四 技術的生産条件に関する事項	四 技術的生産条件に関する事項
五 認定番号及び認定年月日	五 認定番号及び認定年月日
六 従業員数	六 従業員数
七 経営指針（品質管理に関する事項を含むものとする。）	七 経営指針（品質管理に関する事項を含むものとする。）
八 配置図	八 配置図
九 就業者に対する教育訓練等の概要	九 就業者に対する教育訓練等の概要
十 質管理推進責任者の位置付けを明確にすること。	十 質管理推進責任者の位置付けを明確にすること。
十一 申請に係る型式住宅部分等の生産に関する事項	十一 申請に係る型式住宅部分等の生産に関する事項
十二 申請に係る型式住宅部分等の生産に関する事項	十二 申請に係る型式住宅部分等の生産に関する事項
十三 就業者に対する製造経歴	十三 就業者に対する製造経歴

四 生産設備能力及び今後の生産計画	四 生産設備能力及び今後の生産計画
五 製品の品質特性及び品質管理の概要（保管に関するものを含む。）	五 製品の品質特性及び品質管理の概要（保管に関するものを含む。）
六 主要資材の名称、製造業者の氏名又は名称及び品質並びに品質確保の方法（保管に製造工程の概要図へ	六 主要資材の名称、製造業者の氏名又は名称及び品質並びに品質確保の方法（保管に製造工程の概要図へ
七 工程における品質管理の概要	七 工程における品質管理の概要
八 主要製造設備及びその管理の概要	八 主要製造設備及びその管理の概要
九 外注状況及び外注管理（製造若しくは検査又は設備の管理の一部を外部に行わせている場合における当該発注に係る管理をいう。以下同じ。）の概要	九 外注状況及び外注管理（製造若しくは検査又は設備の管理の一部を外部に行わせている場合における当該発注に係る管理をいう。以下同じ。）の概要
十 ル 情処理の概要	十 ル 情処理の概要
十一 監査の対象、監査の時期、監査事項その他の監査の実施の概要	十一 監査の対象、監査の時期、監査事項その他の監査の実施の概要
十二 申請に係る型式住宅部分等に係る品質管理	十二 申請に係る型式住宅部分等に係る品質管理
十三 推進責任者に関する事項	十三 推進責任者に関する事項
十四 申請に係る型式住宅部分等の製造に必要な技術に関する実務経験	十四 申請に係る型式住宅部分等の製造に必要な技術に関する実務経験
十五 ハ 品質管理に関する実務経験及び専門知識の修得状況	十五 ハ 品質管理に関する実務経験及び専門知識の修得状況

一 認証を受けた者（以下「認証を受けた者」といいう。）の氏名又は名称及び住所	一 認証を受けた者（以下「認証を受けた者」といいう。）の氏名又は名称及び住所
二 認証を受けた型式住宅部分等の性能表示事項	二 認証を受けた型式住宅部分等の性能表示事項
三 認証番号	三 認証番号
四 認証年月日	四 認証年月日
五 認証型式住宅部分等製造者に係る認証の更新	五 認証型式住宅部分等製造者に係る認証の更新
六 認証を受けた型式住宅部分等の性能表示事項	六 認証を受けた型式住宅部分等の性能表示事項

一 認証を受けた者（以下「認証を受けた者」といいう。）の氏名又は名称及び住所	一 認証を受けた者（以下「認証を受けた者」といいう。）の氏名又は名称及び住所
二 認証を受けた型式住宅部分等の性能表示事項	二 認証を受けた型式住宅部分等の性能表示事項
三 認証番号	三 認証番号
四 認証年月日	四 認証年月日
五 認証型式住宅部分等製造者に係る認証の更新	五 認証型式住宅部分等製造者に係る認証の更新
六 認証を受けた型式住宅部分等の性能表示事項	六 認証を受けた型式住宅部分等の性能表示事項

した工場等の所在地において、記載の日から起算して五年以上保存すること。  
前項第四号の検査記録簿が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて同号の検査記録簿に代えることができる。

#### (特別な標章)

**第五十二条** 法第三十九条第一項の国土交通省令で定める方式による特別な標章は、別記第四十号様式に定める標章とし、認証型式住宅部分等製造者がその認証に係る型式住宅部分等に付するものとする。

(認証型式住宅部分等に関する住宅性能評価の特例)

**第五十三条** 法第四十条第二項の規定による確認は、建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、施工状況報告書並びに第六条第五項の図書の審査により行うものとする。

(特別な標章の禁止に係る公示)

国土交通大臣は、法第四十三条第一項又は第二項の規定により特別な標章を付することを禁止したときは、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 特別な標章を付することを禁止した認証型式住宅部分等製造者の氏名又は名称及び住所部分等の種類

二 特別な標章を付することを禁止した型式住宅部分等の種類

三 認証番号

四 特別な標章を付することを禁止した年月日 及び禁止の期間

(旅費の額)

**第五十五条** 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査に係る工場等の所在地に出張をする職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が六級であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。（在勤官署の所在地）

**第五十六条** 旅費相当額を計算する場合において、当該�査に係る工場等の所在地に出張をする者（在勤官署の所在地）

る職員の旅費法第一条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

(旅費の額の計算に係る細目)

**第五十七条** 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

#### (第三節 登録住宅型式性能認定等機関に係る登録の申請)

**第五十八条** 法第四十四条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記第四十七号様式の登録住宅型式性能認定等機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書  
二 申請日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請日の属する事業年度に設立された法人については、その設立時における財産目録とする。

三 申請に係る意思の決定を証する書類

四 申請者（法人である場合はその役員）の氏名及び略歴（申請者が住宅関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該住宅関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）である場合には、その旨を含む。）を記載した書類

（旅費の額）

三 申請に係る意思の決定を証する書類

四 特別な標章を付することを禁止した年月日 及び禁止の期間

(旅費の額)

三 申請に係る意思の決定を証する書類

四 特別な標章を付することを禁止した年月日 及び禁止の期間

(旅費の額)

三 申請に係る意思の決定を証する書類

四 特別な標章を付することを禁止した年月日 及び禁止の期間

(旅費の額)

**第五十九条** 法第四十六条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。  
一 登録住宅型式性能認定等機関が法人である場合は、役員の氏名  
二 認定等の業務を行う部門の専任の管理者の氏名  
(公示事項)  
**第六十条** 法第四十四条第三項において準用する法第十条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。  
(登録住宅型式性能認定等機関に係る事項の変更の届出)  
**第六十一条** 登録住宅型式性能認定等機関は、法第四十四条第三項において準用する法第十条第二項の規定により法第四十六条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記第四十八号様式の登録住宅型式性能認定等機関変更届出書に第五十八条各号に掲げる書類のうち変更に係るもの添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

(登録住宅型式性能認定等機関に係る登録の更新)  
**第六十二条** 登録住宅型式性能認定等機関は、法第四十四条第三項において準用する法第十一条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記第四十九号様式の登録住宅型式性能認定等機関登録更新申請書に第五十八条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

**第六十三条** 法第四十四条第三項において準用する法第十二条第一項の規定により合併によつて登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書の登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、別記第五十三号様式の登録住宅型式性能認定等機関事業相続証明書及び戸籍謄本の登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した法第十四条第三項において準用する法第十二条第一項の規定により合併によつて登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した法第十二条第一項の規定により分割によつて登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した法人にあつては、別記第五十四号様式の登録住宅型式性能認定等機関事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(認定等の業務の実施基準)  
**第六十四条** 法第四十四条第三項において準用する法第十五条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 認定等の方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次のイ又はロに定めるものとする。  
イ 住宅型式性能認定を行う場合 次に定められた方法に従い、認定員二名以上によつて行うこと。

性能認定等機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記第五十号様式の登録住宅型式性能認定等機関事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。  
一 法第四十四条第三項において準用する法第十二条第一項の規定により登録住宅型式性能認定等機関の事業の全部を譲り受けた登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した者にあつては、別記第五十一号様式の登録住宅型式性能認定等機関事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面

(心身の故障により認定等の業務を適正に行うことができない者)  
第五十八条の二 法第四十五条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により認定等の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。  
(登録住宅型式性能認定等機関登録簿の記載事項)  
一 登録住宅型式性能認定等機関登録簿の記載事項は、次に掲げるものとする。

一 法第四十四条第三項において準用する法第十二条第一項の規定により登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、別記第五十二号様式の登録住宅型式性能認定等機関事業相続同意証明書及び戸籍謄本  
二 法第四十四条第三項において準用する法第十二条第一項の規定により登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、別記第五十三号様式の登録住宅型式性能認定等機関事業相続証明書及び戸籍謄本  
三 法第四十四条第三項において準用する法第十二条第一項の規定により登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、別記第五十四号様式の登録住宅型式性能認定等機関事業相続証明書及び戸籍謄本  
四 法第四十四条第三項において準用する法第十二条第一項の規定により分割によつて登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した法第十二条第一項の規定により合併によつて登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書の登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、別記第五十五号様式の登録住宅型式性能認定等機関事業相続証明書及び戸籍謄本  
五 法第四十四条第三項において準用する法第十二条第一項の規定により分割によつて登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した法第十二条第一項の規定により合併によつて登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書の登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、別記第五十六号様式の登録住宅型式性能認定等機関事業相続証明書及び戸籍謄本  
六 法第十五条第一項の規定により分割によつて登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した法第十二条第一項の規定により分割によつて登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書の登録住宅型式性能認定等機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、別記第五十七号様式の登録住宅型式性能認定等機関事業相続証明書及び戸籍謄本

(1) 住宅型式性能認定申請書及びその添付図書をもつて審査を行うこと。  
 (2) 審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該型式が日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき性能を有しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うこと。  
 (3) 住宅型式性能認定書には、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項を指定すること。

□ 認証又は認証の更新を行う場合 次に定める方法に従い、認定員二名以上によって行うこと。

(1) 型式住宅部分等製造者認証申請書又は認証型式住宅部分等製造者更新申請書及びその添付図書をもつて審査を行うこと。  
 (2) 審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは法第三十五条各号（法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うこと。

第七十七条第二項第二号から第五号までに掲げる場合を除き、申請に係る工場等において実地に行うこと。

(4) 型式住宅部分等製造者認証書には、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項及び建設住宅性能評価において要しない検査を指定すること。

二 登録住宅型式性能認定等機関が認定等の申請を行った場合その他の場合であって、認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合においては、これらの申請に係る認定等を行わないこと。

三 認定等の業務を行う部門の専任の管理者は、登録住宅型式性能認定等機関の役員又は該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。

四 認定等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結していること。

(1) 住宅型式性能認定申請書及びその添付図書をもつて審査を行うこと。  
 (2) 審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは法第三十五条各号（法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うこと。

第七十七条第二項第二号から第五号までに掲げる場合を除き、申請に係る工場等において実地に行うこと。

(4) 型式住宅部分等製造者認証書には、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項及び建設住宅性能評価において要しない検査を指定すること。

二 電磁的記録に記録された事項を表示するための電磁的方法

(1) (電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第六十六条 法第四十四条第三項において準用する法第十八条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

一 登録住宅型式性能認定等機関の使用に係る電子計算機と法第四十四条第三項において準用する法第十八条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録住宅型式性能認定等機関が定めるものとする。

（電磁的記録に記録された事項を表示するための電磁的方法）

第六十六条 法第四十四条第三項において準用する法第十八条第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

一 登録住宅型式性能認定等機関の使用に係る電子計算機と法第四十四条第三項において準用する法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクをもつて調製するファイルに情報を記録したものを作成する方法であつて、当該電気通信回線を通じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十条第三項において準用する法第十九条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）の記載に代えることができる。

三 登録住宅型式性能認定等機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十五条第二号において同じ。）は、認定等の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

第六十七条 法第四十四条第三項において準用する法第十九条第一項の認定等の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 認定等を申請した者の氏名又は名称及び住所

二 認定等の対象となるものの概要として次に定めるもの

イ 住宅型式性能認定にあつては、当該認定の申請に係る住宅又はその部分の種類、名称、構造、材料その他の概要及び製造をする型式住宅部分等に係る住宅型式性能認定番号その他の概要

三 認定等の申請を受け付けた年月日

第六十八条 法第四十四条第三項において準用する法第十九条第二項の認定等の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる認定等の業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 住宅型式性能認定 住宅型式性能認定申請書及びその添付図書並びに住宅型式性能認定書の写しその他審査の結果を記載した書類並びに認証型式住宅部分等製造者変更届出書

二 認証 型式住宅部分等製造者認証申請書及びその添付図書、型式住宅部分等製造者認証更新申請書及びその添付図書、型式住宅部分等製造者認証書の写しその他審査の結果を記載した書類並びに認証型式住宅部分等製造者変更届出書

三 認証の更新 型式住宅部分等製造者認証更新申請書及びその添付図書、型式住宅部分等製造者認証書の写しその他審査の結果を記載した書類並びに認証型式住宅部分等製造者変更届出書

第六十九条 登録住宅型式性能認定等機関は、法第四十四条第三項において準用する法第二十三条第一項の規定により認定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第五十五号様式の登録住宅型式性能認定等機関業務休廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第七十条 登録住宅型式性能認定等機関は、法第四十九条第一項前段の規定により認定等業務規程の届出をしようとするときは、別記第五十六号様式の登録住宅型式性能認定等機関認定等業務規程届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

二 登録住宅型式性能認定等機関は、法第四十九条第一項後段の規定により認定等業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記第五十七号様式の登録住宅型式性能認定等機関認定等業務規程変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

三 法第四十九条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 認定等の業務を行う時間及び休日に関する事項

二 事務所の所在地及びその事務所が認定等の業務を行う区域に関する事項

三 認定等を行う住宅の種類その他認定等の業務の範囲に関する事項

四 認定等の業務の実施の方法に関する事項

五 認定等の業務に関する料金及びその収納の方法に関する事項

六 認定員の選任及び解任に関する事項

- 七 認定等の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 認定等の業務の実施及び管理の体制に関する事項
- 九 第六十七条第三項に規定する帳簿その他の認定等の業務に関する書類の管理に関する事項
- 十 財務諸表等（法第四十四条第三項において準用する法第十八条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この号において同じ。）の備付け及び財務諸表等に係る法第四十四条第三項において準用する法第十八条第二項各号に掲げる請求の受付に関する事項
- 十一 認定等の業務に関する公正の確保に関する事項
- 十二 その他認定等の業務の実施に関必要な事項
- 十三 登録住宅型式性能認定等機関は、認定等業務規程を認定等の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。
- （登録住宅型式性能認定等機関による認定等の報告）
- 第十七条 登録住宅型式性能認定等機関は、認定等を行つたときは、遅滞なく、別記第五十八号様式の認定等を行つた旨の報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 登録住宅型式性能認定等機関は、前項の認定等を行つた旨の報告書に記載した事項に変更があつた場合には、直ちにその旨を国土交通大臣に報告するものとする。（国土交通大臣への報告）
- 第十七条 登録住宅型式性能認定等機関は、次に掲げる場合には、直ちにその旨を国土交通大臣に報告しなければならない。
- （国土交通大臣への報告）
- 第十七条 登録住宅型式性能認定を受けた型式が日本住宅大臣に報告しなければならない。
- （国土交通大臣への報告）
- （国土交通大臣が行う認定等の手数料の納付の方法）
- 第七十六条 法第五十七条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもつて行うものとする。ただし、印紙をもつて納め難い事由があるときは、現金をもつてすることができる。
- （国土交通大臣が行う認定等の手数料の額）
- 第七十七条 法第五十七条の国土交通省令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる認定等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とす
- き。
- 四 認証型式住宅部分等製造者が法第三十八条の規定に違反する事実があると思料する」と思料するとき。
- 五 認証型式住宅部分等製造者が法第三十八条の規定に違反する事実があると思料するとき。
- 六 認証型式住宅部分等製造者の技術的生産条件が法第三十五条第二号の国土交通大臣が定める技術的基準に適合していない事実があると思料するとき。
- 七 認証型式住宅部分等製造者の技術的生産条件が法第三十五条第二号の国土交通大臣が定める技術的基準に適合していない事実があると思料するとき。
- 八 認証型式住宅部分等製造者が法第三十八条の規定に違反する事実があると思料するとき。

- 五 認証型式住宅部分等製造者が不正の手段により認証を受けたと思料するとき。
- （国土交通大臣による通知等）
- 第七十三条 法第五十三条第二項の規定により国土交通大臣が行う通知及び公示は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 住宅型式性能認定書の交付を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 住宅型式性能認定を受けた型式に係る住宅
- 三 当該型式の種類
- 四 当該型式が住宅に係るものである場合については、当該型式の性能
- 五 当該型式の認定番号
- 六 当該型式を認定した登録住宅型式性能認定等機関の名称
- 第七十四条 法第五十三条第三項の規定により国土交通大臣が行う通知及び公示は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 認証型式住宅部分等製造者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該認証に係る型式住宅部分等の種類（認定等の業務の引継ぎ）
- 三 認証番号
- 四 当該認証を行つた登録住宅型式性能認定等機関の名称
- （認定等の業務の引継ぎ）
- 第七十五条 登録住宅型式性能認定等機関は、法第五十六条第三項に規定する場合には、次に掲げる行為をしなければならない。
- 一 認定等の業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 二 認定等の業務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他の国土交通大臣が必要と認める行為
- （国土交通大臣が行う認定等の手数料の納付の方法）
- 第七十六条 法第五十七条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもつて行うものとする。ただし、印紙をもつて納め難い事由があるときは、現金をもつてすることができる。
- （国土交通大臣が行う認定等の手数料の額）
- 第七十七条 法第五十七条の国土交通省令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる認定等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とす

(い)	(ろ)	(は)
床面積の合計が百平方メートル以内のもの又は床の部分がないもの	一万五千円	一万余円
床面積の合計が二百平方メートルを超える、五百平方メートル以内のもの	二万円	一万余円
床面積の合計が三百平方メートルを超える、五百平方メートル以内のもの	三万二千円	一万余円
床面積の合計が三百五平方メートルを超える、五百平方メートル以内のもの	三万八千円	一千円

- （は）欄に掲げる額の合計額
- 三 既に建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百三十六条の二の十一第一号に規定する建築物の部分に係る建築基準法第六十八条の十一第一項の認証を受けた者が、当該認証に係る技術的生産条件で製造をする住宅である型式住宅部分等につき認証を受けようとする場合申請一件につき二万六千円
- 二 既に認証を受けた者が、当該認証に係る技術的生産条件で製造をする別の型式住宅部分等につき新たに認証を受けようとする場合申請一件につき二万六千円
- 一 同時に行われる申請において、一の技術的生産条件で製造をする二以上の型式の型式住宅部分等につき認証を受けようとする場合二万六千円に申請件数から一を減じた数を乗じた額及び前項第二号に定める額の合計額
- 三 二以上の工場等において認証を受けようとする場合二万六千円に申請に係る工場等の件数から一を減じた数を乗じた額及び前項第二号に定める額の合計額
- 四 同時に行われる申請において、一の工場において二以上の技術的生産条件で製造をする二以上の型式の型式住宅部分等につき認証を受けようとする場合二万六千円に申請件数から一を減じた数を乗じた額及び前項第二号に定める額の合計額
- 五 同時に行われる申請において、一の工場において二以上の技術的生産条件で製造をする二以上の型式の型式住宅部分等につき認証を受けようとする場合二万六千円に申請件数から一を減じた数を乗じた額及び前項第二号に定める額の合計額
- 六 同時に行われる申請において、一の工場において二以上の技術的生産条件で製造をする二以上の型式の型式住宅部分等につき認証を受けようとする場合三十九万円に申請件数から一を減じた数を乗じた額及び前項第二号に定める額の合計額
- （特別評価方法認定の申請）
- 第七十八条 特別評価方法認定の申請をしようとする者は、別記第五十九号様式の特別評価方法認定申請書（以下単に「特別評価方法認定申請書」という。）に第八十三条第一項に規定する認定申請書（以下単に「特別評価方法認定申請書」という。）に第八十三条第一項に規定する認定申請書添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
- （特別評価方法認定申請書に記載すべき事項）
- 第七十九条 法第五十八条第二項の国土交通省令で定める申請書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

一 認定を申請しようとする者の氏名又は名称及び住所	二 日本住宅性能表示基準に従つて表示すべき性能に関し、評価方法基準に従つた方法に代えて、特別の建築材料若しくは構造方法に応じて又は特別の試験方法若しくは計算方法を用いて評価する方法（以下「特別評価方法」という。）の名称
三 特別評価方法を用いて評価されるべき性能	表示事項 （特別評価方法認定書の交付等）
四 國土交通大臣は、特別評価方法認定をしたときは、別記第六十号様式の特別評価方法認定書（以下単に「特別評価方法認定書」という。）を申請者に交付しなければならない。	第五十条 國土交通大臣は、特別評価方法認定をしないときは、別記第六十一号様式の通知書を申請者に交付しなければならない。
五 特別評価方法認定書の交付を受けた者は、特別評価方法認定書を減失し、汚損し、又は破損したときは、特別評価方法認定書の再交付を申請者に交付しなければならない。	六 國土交通大臣は、特別評価方法認定をしないときは、別記第六十一号様式の通知書を申請者に交付しなければならない。
六 國土交通省令で定める手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもつて行うものとする。ただし、印紙をもつて納め難い事由があるときは、現金をもつてすることができる。	七 法第六十条の規定による手数料の納付は、申請一件につき二万円とする。
七 試験の申請	八 登録試験機関登録申請書に次に掲げる図書を添えて、これを登録試験機関に提出しなければならない。
八 特別評価方法認定のための審査に係る試験の申請	九 試験の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類
九 試験の申請	十 試験員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が法第六十四条各号に掲げる者であることを証する書類
十 特別評価方法の概要を記載した書類	十一 その他参考となる事項を記載した書類（心身の故障により試験の業務を行つこどができない者）
十一 評価方法基準に従つた方法のうち、特別評価方法により代えられるべき部分を明示した書類	十二 法第六十二条第三号の國土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により試験の業務を適正に行つて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行つことができない者とする。
十二 前二号に掲げるもののほか、平面図、立面図、断面図、構造詳細図、構造計算書、実験の結果その他の試験を実施するために必要な事項を記載した図書	十三 前二号に掲げるもののほか、平面図、立面図、断面図、構造詳細図、構造計算書、実験の結果その他の試験を実施するために必要な事項を記載した図書
十三 証明書の交付等	十四 登録試験機関は、試験を実施したときは、別記第六十三号様式の試験の結果の証明書及び、別記第六十三号様式の試験の結果の証明書

一 評価書（次項において「証明書」という。）を申請者に交付しなければならない。	二 証明書の交付を受けた者は、証明書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、証明書の再交付を申請することができる。
三 特別評価方法認定書の交付等	四 第二節 登録試験機関（登録試験機関に係る登録の申請）
五 國土交通大臣は、別記第六十四号様式の登録試験機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。	六 第八十四条 法第六十一条第一項に規定する登録試験機関に係る登記事項証明書
六 國土交通大臣は、別記第六十号様式の登録試験機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。	七 第八十五条 法第六十一条第一項に規定する登録試験機関に係る登記事項証明書
七 評価書（次項において「証明書」という。）を申請者に交付しなければならない。	八 第八十六条 法第六十一条第三項において準用する法第十一条第一項の国土交通省令で定める事項（公示事項）
八 登録試験機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。	九 第八十七条 法第六十一条第三項において準用する法第十一条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記第六十号様式の登録試験機関変更届（登録試験機関に係る事項の変更の届出）
九 登録試験機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。	十 第八十八条 法第六十一条第三項において準用する法第十一條第一項の登録試験機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
十 登録試験機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。	十一 第八十九条 法第六十一条第三項において準用する法第十二条第一項の登録試験機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
十一 登録試験機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。	十二 第九十条 法第六十一条第三項において準用する法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準（試験の業務の実施基準）
十二 登録試験機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。	十三 第九十二条 法第六十一条第三項において準用する法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準（試験の業務の実施基準）
十三 登録試験機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。	十四 第九十三条 法第六十一条第三項において準用する法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準（試験の業務の実施基準）
十四 登録試験機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。	十五 第九十四条 法第六十一条第三項において準用する法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準（試験の業務の実施基準）
十五 登録試験機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。	十六 第九十五条 法第六十一条第三項において準用する法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準（試験の業務の実施基準）
十六 登録試験機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。	十七 第九十六条 法第六十一条第三項において準用する法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準（試験の業務の実施基準）
十七 登録試験機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。	十八 第九十七条 法第六十一条第三項において準用する法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準（試験の業務の実施基準）
十八 登録試験機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。	十九 第九十八条 法第六十一条第三項において準用する法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準（試験の業務の実施基準）
十九 登録試験機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。	二十 第九十九条 法第六十一条第三項において準用する法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準（試験の業務の実施基準）
二十 登録試験機関登録申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。	二十一 第一百条 法第六十一条第三項において準用する法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準（試験の業務の実施基準）

一 特別評価方法の概要を記載した書類	二 評価方法基準に従つた方法のうち、特別評価方法により代えられるべき部分を明示した書類
三 前二号に掲げるもののほか、平面図、立面図、断面図、構造詳細図、構造計算書、実験の結果その他の試験を実施するために必要な事項を記載した図書	四 登録試験機関登録簿の記載事項
五 登録試験機関登録簿の記載事項	六 第八十五条 法第六十三条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとす
六 登録試験機関登録簿の記載事項	七 第八十六条 法第六十三条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとす
七 登録試験機関登録簿の記載事項	八 第八十七条 法第六十三条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとす
八 登録試験機関登録簿の記載事項	九 第八十八条 法第六十三条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとす
九 登録試験機関登録簿の記載事項	十 第八十九条 法第六十三条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとす
十 登録試験機関登録簿の記載事項	十一 第九十条 法第六十三条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとす
十一 登録試験機関登録簿の記載事項	十二 第九十一条 法第六十三条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとす
十二 登録試験機関登録簿の記載事項	十三 第九十二条 法第六十三条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとす
十三 登録試験機関登録簿の記載事項	十四 第九十三条 法第六十三条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとす
十四 登録試験機関登録簿の記載事項	十五 第九十四条 法第六十三条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとす
十五 登録試験機関登録簿の記載事項	十六 第九十五条 法第六十三条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとす
十六 登録試験機関登録簿の記載事項	十七 第九十六条 法第六十三条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとす
十七 登録試験機関登録簿の記載事項	十八 第九十七条 法第六十三条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとす
十八 登録試験機関登録簿の記載事項	十九 第九十八条 法第六十三条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとす
十九 登録試験機関登録簿の記載事項	二十 第九十九条 法第六十三条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとす

一 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名	二 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名
三 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名	四 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名
四 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名	五 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名
五 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名	六 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名
六 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名	七 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名
七 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名	八 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名
八 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名	九 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名
九 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名	十 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名
十 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名	十一 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名
十一 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名	十二 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名
十二 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名	十三 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名
十三 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名	十四 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名
十四 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名	十五 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名
十五 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名	十六 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名
十六 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名	十七 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名
十七 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名	十八 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名
十八 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名	十九 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名
十九 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名	二十 登録試験機関が法人である場合は、役員の氏名

を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法と  
(電磁的記録に記録された事項を提供するため  
(電磁的方法))

**第九十二条** 法第六十一条第三項において準用する法第十八条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録試験機関が定めるものとする。

一 登録試験機関の使用に係る電子計算機と法第六十一条第三項において準用する法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクをもつて調製するファイルに情報を記録したものと請求者に交付する方法のとす。

前項各号に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。(帳簿)

**第九十三条** 法第六十一条第三項において準用する法第十九条第一項の試験の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 試験を申請した者の氏名又は名称及び住所  
二 試験の申請に係る特別評価方法の名称  
三 当該特別評価方法を用いて評価されるべき性能表示事項

四 試験の申請を受けた年月日

五 試験を行った試験員の氏名

六 証明書の交付を行った年月日

前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録試験機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面上に表示されるとときは、当該記録をもつて法第六十一条第三項において準用する法第十九条第一項の帳簿(次項において単に「帳簿」という。)への記載に代えることができる。

登録試験機関は、帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第九十七条第二号において同じ。)は、試験の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

#### (書類の保存)

**第九十四条** 法第六十一条第三項において準用する法第十九条第二項の試験の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第八十二条第一項各号に掲げる図書及び証明書の写しその他の登録試験機関が定めるものとする。

一 登録試験機関の使用に係る電子計算機と法第六十一条第三項において準用する法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクをもつて同項の書類

2 前項の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録試験機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面上に表示されるとときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて同項の書類

3 登録試験機関は、第一項の書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第九十七条第二号において單に「書類」という。)を、当該書類に係る特別評価方法認定が取り消されたときから二十年間

保有しなければならない。  
(登録試験機関に係る業務の休廃止の届出)

**第九十五条** 登録試験機関は、法第六十一条第三項において準用する法第二十三条第一項の規定により試験の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第七十二号様式の登録試験機関業務休廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

**第九十六条** 登録試験機関は、法第六十一条第三項において準用する法第四十九条第一項前段の規定により試験業務規程の届出をしようとするときは、別記第七十三号様式の登録試験機関試験業務規程届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

**第九十七条** 登録試験機関は、法第六十一条第三項において準用する法第五十六条第三項に規定する場合には、次に掲げる行為をしなければならない。

(試験業務規程)

一 試験の業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。  
二 試験の業務に関する帳簿及び書類を国土交

第三 その他国土交通大臣が必要と認める行為

**第九十八条** 法第六十一条第三項において準用する法第五十七条の規定による手数料の納付は、当該手数料の額に相当する額の收入印紙をもつて行うものとする。ただし、印紙をもつて納め難い事由があるときは、現金をもつてすることができる。

(国土交通大臣が行う試験の手数料の額)

一 建築基準法第六十八条の二十五第一項の構造方法等の認定その他建築材料又は建築物に係る構造方法、試験方法若しくは計算方法に

#### 四 試験の業務の実施の方法に関する事項

**五 試験の業務に関する料金及びその収納の方**  
**法に関する事項**

**六 試験員の選任及び解任に関する事項**

**七 試験の業務に関する秘密の保持に関する事項**

**八 試験の業務の実施及び管理の体制に関する事項**

**九 第九十三条第三項に規定する帳簿その他の**  
**試験の業務に関する書類の管理に関する事項**

**十 財務諸表等(法第六十一条第三項において準用する法第十八条第一項に規定する財務諸**  
**表等をいう。以下この号において同じ。)の**  
**備付け及び財務諸表等に係る法第六十一条第**  
**三項において準用する法第十八条第二項各号**  
**に掲げる請求の受付に関する事項**

**十一 試験の業務に関する公正の確保に関する事項**

**十二 その他試験の業務の実施に關し必要な事項**

**十三 試験の業務に關する公正の確保に關する事項**

**十四 試験の業務に關する公正の確保に關する事項**

**十五 試験の業務に關する公正の確保に關する事項**

**十六 試験の業務に關する公正の確保に關する事項**

**十七 試験の業務に關する公正の確保に關する事項**

**十八 試験の業務に關する公正の確保に關する事項**

**十九 試験の業務に關する公正の確保に關する事項**

**二十 試験の業務に關する公正の確保に關する事項**

**二十一 試験の業務に關する公正の確保に關する事項**

**二十二 試験の業務に關する公正の確保に關する事項**

**二十三 試験の業務に關する公正の確保に關する事項**

**二十四 試験の業務に關する公正の確保に關する事項**

**二十五 試験の業務に關する公正の確保に關する事項**

**二十六 試験の業務に關する公正の確保に關する事項**

**二十七 試験の業務に關する公正の確保に關する事項**

**二十八 試験の業務に關する公正の確保に關する事項**

**二十九 試験の業務に關する公正の確保に關する事項**

**三十 試験の業務に關する公正の確保に關する事項**

**三十一 試験の業務に關する公正の確保に關する事項**

**三十二 試験の業務に關する公正の確保に關する事項**

**三十三 試験の業務に關する公正の確保に關する事項**

**三十四 試験の業務に關する公正の確保に關する事項**

**三十五 試験の業務に關する公正の確保に關する事項**

**三十六 試験の業務に關する公正の確保に關する事項**

**三十七 試験の業務に關する公正の確保に關する事項**

**三十八 試験の業務に關する公正の確保に關する事項**

試験	特別の試験方法に応じて評価する方法の認定のための審査に必要な手数料は、前項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする	右に掲げる試験以外のもの	(い)	
			試験	方法の認定として国土百平方メートル以内のもの
2 次の各号に掲げる場合の手数料は、前項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする	方法の認定のための審査に必要な手数料は、前項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする	右に掲げる試験以外のもの	試験	方法の認定として国土百平方メートル以内のもの
一 建築基準法第六十八条の二十五第一項の構造方法等の認定その他建築材料又は建築物に係る構造方法、試験方法若しくは計算方法に	方法の認定のための審査に必要な手数料は、前項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする	右に掲げる試験以外のもの	試験	方法の認定として国土百平方メートル以内のもの



が指定する口座に当該申請手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第百二十三条第一項において同じ。）を含む。）を、指定住宅紛争処理機関に対し、提出することにより行わなければならない。

（当事者が負担する費用）

**第二百一十五条** 法第七十三条第一項の国土交通省令で定める額は、一万円とする。

（区分経理の方法）

**第二百一十六条** 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理の業務に係る経理について特別の勘定を設け、紛争処理の業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

2 指定住宅紛争処理機関は、紛争処理の業務とその他の業務の双方に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

**第二節 住宅紛争処理支援センター**

（住宅紛争処理支援センターに係る指定の申請）

**第二百一十七条** 法第八十四条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 支援等の業務を行う時間及び休日に関する事項

二 支援等の業務を行う事務所に関する事項

三 支援等の業務の実施の方法に関する事項

四 支援等の業務に関する書類の管理に関する事項

五 その他支援等の業務の実施に關し必要な事項

（帳簿）

**第二百一十八条** 法第八十二条第三項において準用する法第十九条第一項の支援等の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第八十三条第一項第二号の情報及び資料の名称並びにこれらを収集した年月日

二 法第八十三条第一項第三号の調査及び研究の名称並びにこれらを行った年月日

三 法第八十三条第一項第四号の研修の名称及びこれを行った年月日

四 法第八十三条第一項第六号の相談、助言及び苦情の処理を行った年月日並びに相手方の氏名

（在地）

**第二百一十九条** 法第八十二条第一項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 支援等の業務を行おうとする事務所の所在地

三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）及び貸借対照表

三 申請に係る意思の決定を証する書類

四 法第八十二条第一項第一号に規定する支援等の業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類

イ 支援等の業務に関する知識及び経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況に関する事項

（書類の保存）

保存しなければならない。

**第二百二十一条** 法第八十二条第三項において準用する法第十九条第二項の支援等の業務に関する書類（以下この条において単に「書類」という。）で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

### 一 第百二十二条第一項の期首計画書、助成金

### 二 使途計画書及び設備購入計画書

### 三 設備費、紛争処理の業務のために使用する費用

### 四 諸雑費、前各号に掲げるもののほか、光熱水費、通信費、消耗品費、旅費その他紛争処理の業務に要する費用に係る支出でのとする。

### 五 設立準備費

### 六 設備費、紛争処理の業務に要する費用

### 七 設備の購入費用

### 八 設備購入費用

### 九 設備購入費用

### 十 設備購入費用

### 十一 設備購入費用

### 十二 設備購入費用

### 十三 設備購入費用

### 十四 設備購入費用

### 十五 設備購入費用

### 十六 設備購入費用

### 十七 設備購入費用

### 十八 設備購入費用

### 十九 設備購入費用

### 二十 設備購入費用

### 二十一 設備購入費用

### 二十二 設備購入費用

### 二十三 設備購入費用

### 二十四 設備購入費用

### 二十五 設備購入費用

### 二十六 設備購入費用

### 二十七 設備購入費用

### 二十八 設備購入費用

### 二十九 設備購入費用

### 三十 設備購入費用

### 三十一 設備購入費用

### 三十二 設備購入費用

### 三十三 設備購入費用

### 三十四 設備購入費用

### 三十五 設備購入費用

### 三十六 設備購入費用

### 三十七 設備購入費用

### 三十八 設備購入費用

### 三十九 設備購入費用

### 四十 設備購入費用

員（次号において「指名紛争処理委員」といふ。）に対して支払う謝金

五 鑑定・現地調査費 鑑定又は指名紛争処理委員が行う現地調査に要する費用

六 設備費、紛争処理の業務のために使用する費用

七 諸雑費、前各号に掲げるもののほか、光熱水費、通信費、消耗品費、旅費その他紛争処理の業務に要する費用

八 設立準備費 法第六十六条第一項の規定による指定以前に紛争処理の業務を開始するために要した費用

九 設備購入費用

十 設備購入費用

十一 設備購入費用

十二 設備購入費用

十三 設備購入費用

十四 設備購入費用

十五 設備購入費用

十六 設備購入費用

十七 設備購入費用

十八 設備購入費用

十九 設備購入費用

二十 設備購入費用

二十一 設備購入費用

二十二 設備購入費用

二十三 設備購入費用

二十四 設備購入費用

二十五 設備購入費用

二十六 設備購入費用

二十七 設備購入費用

二十八 設備購入費用

二十九 設備購入費用

三十 設備購入費用

（助成金使途報告書等の提出）

**第二百一十三条** 指定住宅紛争処理機関は、毎事業年度、別記第八十号様式の助成金使途報告書



**附 則**（令和元年六月二八日国土交通省  
令第二〇号）抄

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**附 則**（令和元年九月一三日国土交通省  
令第三四号）抄

（施行期日）  
（第一条）この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

**附 則**（令和元年一〇月一〇日国土交通省  
令第三八号）抄

（施行期日）  
（第一条）この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四十四条の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。（準備行為）

（第一条）この省令は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第三十三条第一項の認証を受けようとする者は、前条ただし書に規定する規定の施行の日前においても、この省令による改正後の住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第四十四条の規定の例により、その申請をすることができる。

**附 則**（令和元年一二月一六日国土交通省  
令第四七号）抄

（施行期日）  
（第一条）この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等における関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

（第一条）この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等における関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年一二月一六日）から施行する。（経過措置）

**附 則**（令和二年一二月二三日国土交通省  
令第九八号）抄

（施行期日）  
（第一条）この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（第一条）この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則**（令和三年八月三一日国土交通省  
令第五三号）抄

（施行期日）  
（第一条）この省令は、令和三年九月一日から施行する。

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則**（令和三年九月一〇日国土交通省  
令第五六号）抄

（第一条）この省令は、令和三年九月三十日から施行する。

**附 則**（令和三年一〇月二〇日内閣府・国土交通省  
令第六七号）抄

（第一条）この省令は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年二月二十日）から施行する。（二十日）

**附 則**（令和三年一〇月二〇日国土交通省  
令第六八号）抄

（第一条）この省令は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年二月二十日）から施行する。（二十日）

**附 則**（令和四年一二月一六日内閣府・国土交通省  
令第四四号）抄

（第一条）この省令は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年二月二十日）から施行する。（二十日）

**附 則**（令和四年八月一六日内閣府・国土交通省  
令第六一号）抄

（施行期日）  
（第一条）この省令は、住宅の質の向上及び円滑な取引

環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

**附 則**（令和四年八月一六日国土交通省  
令第六一号）抄

（施行期日）  
（第一条）この省令は、住宅の質の向上及び円滑な取引

環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進

に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

（第一条）この省令は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）以下「施行日」という）から施行する。（経過措置）

（第一条）この省令は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）以下「施行日」という）から施行する。（経過措置）

（第一条）この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（第一条）この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

**附 則**（令和六年一月一九日国土交通省  
令第二号）抄

（施行期日）  
（第一条）この省令は、デジタル社会の形成を図るために規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

**附 則**（令和六年一月二九日国土交通省  
令第五号）抄

（施行期日）  
（第一条）この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和六年三月八日国土交通省  
令第一八号）抄

（施行期日）  
（第一条）この省令は、地元の活性化及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。





第四号様式（第三条関係）

設計住宅で販売申請書 （第1回）		年 月 日
登録販売代理店情報		
申請者の氏名又は法的 代表者の氏名		
住宅の品質担保の返済等に関する法律各項の規定に基づき、設計住宅で評議會 を設立します。この申告書は、該評議會に記載する事項を、事実に適合させること。		
登録販売者名		
（用印）		
申請者小概要		
<p>【1. 申告者】            [氏名(本姓又はフリガナ)]            [氏名(本姓又はフリガナ)]            [性別] <input type="checkbox"/>男 <input checked="" type="checkbox"/>女            [年齢]            [勤務先]            [連絡番号]</p>		
<p>【2. 廉価販売】            [氏名(本姓又はフリガナ)]            [氏名(本姓又はフリガナ)]            [性別] <input type="checkbox"/>男 <input checked="" type="checkbox"/>女            [年齢]            [勤務先]            [連絡番号]</p>		
<p>【3. 第三者】            [氏名(本姓又はフリガナ)]            [氏名(本姓又はフリガナ)]            [性別] <input type="checkbox"/>男 <input checked="" type="checkbox"/>女            [年齢]            [勤務先]            [連絡番号]</p>		
<p>【4. 計画】            ( )建築士 ( )建築 ( )婦人            ( )建築 ( )婦人 ( )婦人            [被審査者名] ( )建築士 ( )婦人            [被審査者名] ( )建築 ( )婦人</p>		

【ホームページ等掲載用区分の選択】	
【掲載用区分】	
<b>[1. 当店自らの販売】</b>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有
<b>[2. 第三者からの販売】</b>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有
<b>[3. その他必要事項】</b>	
<b>[7. 共用】</b>	

第五号様式（第三条関係）

第六号様式表第四問用	住宅の品質保証の促進等に関する法律施行規則第4条第2項の通知書		
	第	年	月
申請者 様	監修会社性質登録欄		
	□		
該件登記会社性質登録申込書及びその回答用紙に記載の住所については、下記の理由により当社会社性質登録書を交付できませんので、住宅の品質保証の促進等に関する法律施行規則第4条第2項の規定に基づき、通知書を交付します。			
(注)■			

第六号様式（第四条関係）

新規申込(新規登録用)		建設住宅用賃貸条件(新規登録用)
(手帳)		
登録住宅用賃貸規範		
申込者の氏名又は本姓 性別 年齢 電話番号 自宅の所有権状況(所有権者による法律上の権利を有する不動産に基づき、賃貸住宅の所有権を譲り受けた場合は、譲り受けた者による)の記入 郵便番号 この登録は、登録料金を支払った後、登録料金の半額を返却するものではありません。		
工事監理者(新規登録用) 代行者の氏名 工事監理者の氏名		
申込書類 年月日 筆印 申請者登録用紙		
(第二面) 申請書類の範囲 1. 一般用紙 【新規登録用紙のプリカ】 【新規登録用紙】 【新規登録用紙】 【新規登録用紙】 【新規登録用紙】 2. 共用部 【新規登録用紙のプリカ】 【新規登録用紙】 【新規登録用紙】 【新規登録用紙】 【新規登録用紙】 3. 建築用紙 【新規登録用紙のプリカ】 【新規登録用紙】 【新規登録用紙】 【新規登録用紙】 【新規登録用紙】		

第八号様式（第五条関係）

【被继承人姓名】	( )	被继承人年龄:	岁
【配偶姓名】	( )	配偶性别:	男
【配偶年龄】	( )	配偶职业:	
【配偶婚姻状况】	( )	配偶工作单位:	
【配偶身份证号】	( )	配偶联系电话:	
【配偶邮箱】	( )	配偶地址:	
【配偶备注】	( )	备注:	
<hr/>			
【直系亲属关系】	( )	直系亲属年龄:	岁
【直系亲属姓名】	( )	直系亲属性别:	男
【直系亲属年龄】	( )	直系亲属职业:	
【直系亲属婚姻状况】	( )	直系亲属工作单位:	
【直系亲属身份证号】	( )	直系亲属联系电话:	
【直系亲属邮箱】	( )	直系亲属地址:	
【直系亲属备注】	( )	备注:	
<hr/>			
【兄弟姐妹关系】	( )	兄弟姐妹年龄:	岁
【兄弟姐妹姓名】	( )	兄弟姐妹性别:	男
【兄弟姐妹年龄】	( )	兄弟姐妹职业:	
【兄弟姐妹婚姻状况】	( )	兄弟姐妹工作单位:	
【兄弟姐妹身份证号】	( )	兄弟姐妹联系电话:	
【兄弟姐妹邮箱】	( )	兄弟姐妹地址:	
【兄弟姐妹备注】	( )	备注:	
<hr/>			
【配偶父母关系】	( )	配偶父母年龄:	岁
【配偶父母姓名】	( )	配偶父母性别:	男
【配偶父母年龄】	( )	配偶父母职业:	
【配偶父母婚姻状况】	( )	配偶父母工作单位:	
【配偶父母身份证号】	( )	配偶父母联系电话:	
【配偶父母邮箱】	( )	配偶父母地址:	
【配偶父母备注】	( )	备注:	
<hr/>			
【兄弟姐妹父母关系】	( )	兄弟姐妹父母年龄:	岁
【兄弟姐妹父母姓名】	( )	兄弟姐妹父母性别:	男
【兄弟姐妹父母年龄】	( )	兄弟姐妹父母职业:	
【兄弟姐妹父母婚姻状况】	( )	兄弟姐妹父母工作单位:	
【兄弟姐妹父母身份证号】	( )	兄弟姐妹父母联系电话:	
【兄弟姐妹父母邮箱】	( )	兄弟姐妹父母地址:	
【兄弟姐妹父母备注】	( )	备注:	
<hr/>			
【子女关系】	( )	子女年龄:	岁
【子女姓名】	( )	子女性别:	男
【子女年龄】	( )	子女职业:	
【子女婚姻状况】	( )	子女工作单位:	
【子女身份证号】	( )	子女联系电话:	
【子女邮箱】	( )	子女地址:	
【子女备注】	( )	备注:	
<hr/>			
【孙子女关系】	( )	孙子女年龄:	岁
【孙子女姓名】	( )	孙子女性别:	男
【孙子女年龄】	( )	孙子女职业:	
【孙子女婚姻状况】	( )	孙子女工作单位:	
【孙子女身份证号】	( )	孙子女联系电话:	
【孙子女邮箱】	( )	孙子女地址:	
【孙子女备注】	( )	备注:	
<hr/>			
【其他直系亲属关系】	( )	其他直系亲属年龄:	岁
【其他直系亲属姓名】	( )	其他直系亲属性别:	男
【其他直系亲属年龄】	( )	其他直系亲属职业:	
【其他直系亲属婚姻状况】	( )	其他直系亲属工作单位:	
【其他直系亲属身份证号】	( )	其他直系亲属联系电话:	
【其他直系亲属邮箱】	( )	其他直系亲属地址:	
【其他直系亲属备注】	( )	备注:	
<hr/>			
【其他非直系亲属关系】	( )	其他非直系亲属年龄:	岁
【其他非直系亲属姓名】	( )	其他非直系亲属性别:	男
【其他非直系亲属年龄】	( )	其他非直系亲属职业:	
【其他非直系亲属婚姻状况】	( )	其他非直系亲属工作单位:	
【其他非直系亲属身份证号】	( )	其他非直系亲属联系电话:	
【其他非直系亲属邮箱】	( )	其他非直系亲属地址:	
【其他非直系亲属备注】	( )	备注:	
<hr/>			
【其他关系】	( )	其他关系:	
【其他姓名】	( )	其他姓名:	
【其他年龄】	( )	其他年龄:	岁
【其他性别】	( )	其他性别:	男
【其他职业】	( )	其他职业:	
【其他工作单位】	( )	其他工作单位:	
【其他联系电话】	( )	其他联系电话:	
【其他地址】	( )	其他地址:	
【其他备注】	( )	备注:	







第十三号様式（第八条関係）

第十三号様式(第八条関係)		評議の参加の計画期間	
前　　期	の　　期	中　　期	後　　期
一、建築法施行三ヵ月後～審査二ヵ月から届出日までに施行の建築物である旨を 記載する評議書	備註付評議書	備註付評議書	備註付評議書
二、建築法施行三ヵ月以内に審査に提出する申請書類が複数ある場合で複数ある旨を 記載する評議書	複数付評議書	複数付評議書	複数付評議書
三、前二項に掲げた住宅以外の住宅	複数付評議書	複数付評議書	複数付評議書

(注) ① 評議書に記載する事項は、次のとおり記載してください。  
 ② 地域の実情の場合は、評議の参加者の氏名を記載してください。  
 ③ 評議の参加者の氏名は、必ず評議書に記載してください。  
 ④ 評議の参加者の氏名は、必ず評議書に記載してください。  
 ⑤ 評議の参加者の氏名は、必ず評議書に記載してください。

備考：この欄の大きさは、日本通常規格44としてください。

第十四号様式（第十二条関係）

第十号様式(第十二条関係)		地盤住宅性能評価機関登録届出書	
図土交審水火工 総	提出者の方の氏名又は名称	年　月　日	
下記の二種類	提出者の氏名又は名称		
(1) 会員又は非会員及び住所及び所有者の氏名 評議の参加を行う施設の所在地 地籍簿の登記番号 登記の年月日 役員の氏名や時季 提出の年月日 登記の年月日 評議の実施を行った場所の所在地 評議の参加を行う施設の所在地 会員の登記番号が法人である場合は会員の代表者の氏名 (2) 評議の参加を行う施設の所在地 評議の参加を行った年月の会員の代表者の氏名 登記の年月日 (3) 評議が行われた場合は、代表者の氏名も併せて記載してください。 この欄の大きさは、日本通常規格44としてください。 2 種類の号文に同じする欄を記載してください。			

第十五号様式（第十三条関係）

第十五号様式(第十三条関係)		地盤住宅性能評価機関登録届出書	
図土交審水火工 総	提出者の方の氏名又は名称	年　月　日	
下記の二種類	提出者の氏名又は名称		
(1) 会員又は非会員及び住所及び所有者の氏名 評議の参加を行う施設の所在地 地籍簿の登記番号 登記の年月日 役員の氏名や時季 提出の年月日 登記の年月日 評議の実施を行った場所の所在地 評議の参加を行う施設の所在地 会員の登記番号が法人である場合は会員の代表者の氏名 (2) 評議の参加を行う施設の所在地 評議の参加を行った年月の会員の代表者の氏名 登記の年月日 (3) 評議が行われた場合は、代表者の氏名も併せて記載してください。 この欄の大きさは、日本通常規格44としてください。 2 種類の号文に同じする欄を記載してください。			

第十六号様式（第十四条関係）

第十六号様式(第十四条関係)		地盤住宅性能評価機関登録届出書	
図土交審水火工 総	提出者の方の氏名又は名称	年　月　日	
下記の二種類	提出者の氏名又は名称		
(1) 会員又は非会員 登記の年月日 役員の氏名や時季 提出の年月日 登記の年月日 評議の実施を行った場所の所在地 評議の参加を行う施設の所在地 会員の登記番号が法人である場合は会員の代表者の氏名 (2) 評議の参加を行う施設の所在地 評議の参加を行った年月の会員の代表者の氏名 登記の年月日 (3) 評議が行われた場合は、代表者の氏名も併せて記載してください。 この欄の大きさは、日本通常規格44としてください。 2 種類の号文に同じする欄を記載してください。			

第十七号様式  
(第十四条関係)

第十七号様式(第十四条関係)  
国土交通大臣 構  
調査官にて性別評議機関事務調査認明書  
年 月 日  
調査官調査の結果、被調査者は、氏名は、性別は、年齢は、  
性別評議機関に登録された者である。  
調査官の氏名は、性別評議機関の事務の実態がよくありましたことを証明します。  
1. 調査の年月日  
2. 調査の年月日  
3. 調査の年月日  
備考 この用紙の大さきは、日本通常規格A4としてください。

第十八号様式  
(第十四条関係)

第十八号様式(第十四条関係)  
国土交通大臣 構  
調査官にて性別評議機関事務調査認明書  
年 月 日  
調査官調査の結果、被調査者は、氏名は、性別は、年齢は、  
性別評議機関に登録された者である。  
調査官の氏名は、性別評議機関の事務の実態がよくありましたことを証明します。  
1. 調査の年月日  
2. 調査の年月日  
3. 調査の年月日  
備考 この用紙の大さきは、日本通常規格A4としてください。

第十九号様式  
(第十四条関係)

第十九号様式(第十四条関係)  
国土交通大臣 構  
調査官にて性別評議機関事務調査認明書  
年 月 日  
調査官調査の結果、被調査者は、氏名は、性別は、年齢は、  
性別評議機関に登録された者である。  
調査官の氏名は、性別評議機関の事務の実態がよくありましたことを  
証明します。  
1. 調査の年月日  
2. 調査の年月日  
3. 調査の年月日  
備考 この用紙の大さきは、日本通常規格A4としてください。  
2. 説明者は、2人以上としてください。

第二十号様式  
(第十四条関係)

第二十号様式(第十四条関係)  
国土交通大臣 構  
調査官にて性別評議機関事務調査認明書  
年 月 日  
調査官調査の結果、被調査者は、氏名は、性別は、年齢は、  
性別評議機関に登録された者である。  
調査官の氏名は、性別評議機関の事務の実態がよくありましたことを  
証明します。  
1. 調査の年月日  
2. 調査の年月日  
3. 調査の年月日  
備考 この用紙の大さきは、日本通常規格A4としてください。

第二十一号様式(第十六条関係)  
登録住宅性評価機関登録申請書提出書  
国土交通省 総務省  
提出者 の 姓 所 在 地  
提出者の氏名又は名称  
登録登録機関を定めたもので、住むの品質確保の方法等に関する法律第16条第1項前段の規定に基づき、別紙のとおり書き出せます。

参考 1 この用紙の大きさは、日本通常規格A4としてください。  
2 送出に際し評価機関を記入してください。

第二十二号様式(第十六条関係)  
登録住宅性評価機関登録申請書提出書  
国土交通省 総務省  
提出者 の 姓 所 在 地  
提出者の氏名又は名称  
登録登録機関を定めたもので、住むの品質確保の方法等に関する法律第16条第1項後段の規定に基づき、別紙のとおり書き出せます。

参考 1 この用紙の大きさは、日本通常規格A4としてください。  
2 変更前及び変更後を用紙に記入し新規格の用紙を記入してください。

第二十三号様式(第十七条関係)  
登録登録機関登録申請書提出書  
国土交通省 総務省  
提出者 の 姓 所 在 地  
提出者の氏名又は名称  
登録登録機関を定めたもので、住むの品質確保の方法等に関する法律第16条第1項後段の規定に基づき、別紙のとおり書き出せます。

参考 1 登録を行ったあとから登録をしない場合は、登録を行わない欄にあわせて記述  
2 登録の場合は、住むの品質確保の方法等に関する法律(平成16年法律第1号)  
3 登録登録機関を定めたもので、住むの品質確保の方法等に関する法律第16条第1項後段の規定に基づき、別紙のとおり書き出せます。

参考 1 登録を行ったあとから登録をしない場合は、登録を行わない欄にあわせて記述

2 登録の場合は、住むの品質確保の方法等に関する法律第16条第1項後段の規定に基づき、別紙のとおり書き出せます。

3 登録登録機関を定めたもので、住むの品質確保の方法等に関する法律第16条第1項後段の規定に基づき、別紙のとおり書き出せます。

4 登録を行ったあとから登録をしない場合は、その欄に記入

第二十四号様式(第二十四条関係)  
登録登録機関登録申請書提出書  
国土交通省 総務省  
提出者 の 姓 所 在 地  
提出者の氏名又は名称  
登録登録機関を定めたもので、住むの品質確保の方法等に関する法律第16条第1項後段の規定に基づき、別紙のとおり書き出せます。

参考 1 登録を行ったあとから登録をしない場合は、その欄に記入

2 登録の場合は、住むの品質確保の方法等に関する法律第16条第1項後段の規定に基づき、別紙のとおり書き出せます。

3 登録登録機関を定めたもので、住むの品質確保の方法等に関する法律第16条第1項後段の規定に基づき、別紙のとおり書き出せます。

4 登録を行ったあとから登録をしない場合は、その欄に記入

参考 2 以上のようにする場合は、その欄に記入

3 登録の場合は、住むの品質確保の方法等に関する法律第16条第1項後段の規定に基づき、別紙のとおり書き出せます。

4 登録を行ったあとから登録をしない場合は、その欄に記入

参考 3 この用紙の大きさは、日本通常規格A4としてください。

第二十五号様式 <sup>四</sup> 各部長官署名	年 月 日
特許出願書類開示請求書	
国土交通大臣 署	
申請者の住所	
申請者の氏名又は名称	
住の品目及び発送先に関する法第五章第1条項に規定する登録を受けたいので、 右の規定に基づき、申請します。	
1. 請求の種別と請求する事項の所在	
2. 申請の登録を希望する登録の期間	
3. 連絡の手段を希望するごとくお書き下さい	
(氏名)	
申請者が代理でいる場合は、代代理人の氏名と詳く記載して下さい。	
備考 1 この用紙の大字は、日本語で記入して下さい。	
備考 2 各欄が複数ある場合は、各欄を全部記入して下さい。	

第二十七号法規(第二十九条の四) 並<sup>テ</sup>は、  
國土交通大臣は、年 月 日

申請者の住所  
申請者の氏名又は名称

申請者の資格

申請の受取けたつて、住所に品目別税額を算出する法律第25条第2項において  
規定する同条第1項の規定の範囲にに基づき、中路しす。

申請の有効期間 年 月 日

申請の取扱いによる場合は、  
申請の取扱いによる場合は、

(注記)

申請者が法に定める場合に於ては、代用金を支拂てて置くこと。  
署名 2種類の署名を捺印して下さい。  
2種類の署名を捺印して下さい。

第二十八号令(改訂第二十九号令)		年 月 日
主 題	内 容	出 告
団交文大統一規則	規則の主な内容 規則の本文と別表 規則の施行日	出告
在宅でのみ義務的検査等に付ける必要性を規定する改正案について審査会法第12条第2項の規定に基づき、改正案とり扱いを行います。		
未 準 の 領 地	規則本文と別表 規則はもって出告する 規則の施行日 規則の主な内容 規則の本文と別表 規則の施行日	出告
被承認機関の監督に関する規定		
未 準 の 領 地	規則本文と別表 規則の主な内容 規則の本文と別表 規則の施行日	出告

第三十号様式（第二十九条関係）  
第29号様式(第29条関係)  
国土交通大臣 稲 謝り渡した者 氏名(姓及び名にあってはその他の被験者の氏名)  
説明者 氏名(姓及び名にあってはその他の被験者の氏名)  
氏のとおり訓練運営機関の事業の実態が記載しておりますことを証明します。  
1. 登録の年月日  
2. 登録の年月日  
備考 この用紙の大さきは、日本通常規格A4としてください。

第三十一号様式(第29条関係)  
第31号様式(第29条関係)  
国土交通大臣 稲 説明者 氏名(姓及び名にあってはその他の被験者の氏名)  
氏のとおり訓練運営機関について説明いたしましたことを証明します。  
1. 登録の年月日  
2. 登録の年月日  
3. 登録の年月日  
4. 登録の年月日  
5. 登録の年月日  
6. 登録の年月日  
7. 登録の年月日  
8. 登録の年月日  
9. 登録の年月日  
10. 登録の年月日  
備号 1. 用紙の大さきは、日本通常規格A4としてください。  
2. 説明者は、登録運営機関の地位を承認する者と審定された者以外の相続人全員の氏名を記載してください。

第三十二号様式(第29条関係)  
第32号様式(第29条関係)  
国土交通大臣 稲 被承認者 氏名(姓及び名にあってはその他の被験者の氏名)  
承認者 氏名(姓及び名にあってはその他の被験者の氏名)  
氏のとおり訓練運営機関の事業の実態が記載しておりますことを証明します。  
1. 登録の年月日  
2. 登録の年月日  
3. 登録の年月日  
4. 登録の年月日  
5. 登録の年月日  
6. 登録の年月日  
7. 登録の年月日  
8. 登録の年月日  
9. 登録の年月日  
10. 登録の年月日  
備号 この用紙の大さきは、日本通常規格A4としてください。

第三十三号様式（第三十条関係）

第三十三条様式(第三十条関係)  
被保険者年月日  
名前  
性別  
年齢  
この者は、自宅の品質確保の必要な事に関する法律第13条の講習の講義を修了した者で  
あることを証明する。  
修了者の番号  
年  
月  
日  
参考 1 この用紙の大きさは、日本通常規格A4としてください。  
2 本用紙は複数枚提出してください。

第三十四号様式（第三十一条関係）

第三十四条様式(第三十一条関係)  
被保険者年月日  
団士交渉大司範  
被保険者の名前  
被保険者の性別  
代被保険者の名前  
運営者登録登録番号等について、当院の登録登録番号等に関する法律第25条第2項において  
規定するものとおり記入してください。  
1 被保険者の性別  
2 代被保険者の性別  
参考 1 この用紙の大きさは、日本通常規格A4としてください。  
2 本用紙は複数枚提出してください。

第三十五号様式（第三十一条関係）

第三十五条様式(第三十一条関係)  
被保険者年月日  
団士交渉大司範  
被保険者の名前  
被保険者の性別  
代被保険者の名前  
運営者登録登録番号等について、当院の登録登録番号等に関する法律第25条第2項において  
規定するものとおり記入してください。  
1 被保険者の性別  
2 代被保険者の性別  
参考 1 この用紙の大きさは、日本通常規格A4としてください。  
2 本用紙は複数枚提出してください。

第三十六号様式（第三十五条関係）

第三十六条様式(第三十五条関係)  
被保険者年月日  
団士交渉大司範  
被保険者の名前  
被保険者の性別  
代被保険者の名前  
住所の品質確保の役務等に関する法律第25条第2項に規定する同法律第25条第1項  
に規定する者について、評議の義務が同一会員の会員(被保険者)とするので、次のとおり記入  
してください。  
1 住所の性別  
2 代被保険者の性別  
3 代被保険者の名前  
4 代被保険者の性別  
参考 1 この用紙の大きさは、日本通常規格A4としてください。  
2 本用紙は複数枚提出してください。

第三十七条様式(第四十条関係)  
住宅型式認定申請書  
国土交通大臣  
登録住宅型式認定専務課 長  
申請者の氏名又は本名  
住所  
丁度の本質的構造の特徴等に要する法律第33条第1項の規定による登録の届出  
を行つておらず、既に登録せしむる事由が生じた場合は、この申請書及び登録の届出に記載の事項は、事実に照  
合する。  
1. 許可を受けた型式の構造等はその他のものと異  
2. 登録を受けた型式の構造等はその他のものと異  
  
(住所)  
① 不審な文字は、挿入してください。  
② 申請者は、申請書提出時に住所型式認定規則を受取して置いてください。  
③ 建物等には、住所型式認定規則に登録の旨を記載して置いてください。  
参考 1 この用紙の大字では、日本語を用意してください。  
2 登録の届出で提出する申請書類は、申請書類の欄に記載の事項に照合するため必要な範囲  
にてこの用紙の大字で提出する場合は、それをことごとく表示できます。  
3 申請に記載する大字の場合は、印刷により提出することできます。  
4 住所の記載欄に記載する場合は、印刷により提出することできます。  
入印(捺印)をしていないものに限る。を記入してください。

第三十八号様式(第四十一条関係)  
住宅型式認定申請書  
年月日  
申請者 様 国土交通大臣  
登録住宅型式認定専務課 長  
丁度の本質的構造の特徴等に要する法律第33条第1項の規定による登録の届出  
を行つておらず、既に登録せしむる事由が生じた場合は、この申請書及び登録の届出に記載の事項は、事実に照  
合する。  
1. 許可を受けた型式の構造等はその他のものと異  
2. 登録を受けた型式の構造等はその他のものと異  
3. 他の登録を受けた型式の構造等と異なる場合、その他の型式の構造等を記載して置くこととする  
4. 住宅型式認定規則に規定する事項は、別紙によることとします。  
5. 税号  
参考 1 この用紙の大字では、日本語を用意してください。  
2 登録の届出で提出する申請書類は、申請の内容を正確に反映するため必要な範囲  
にてこの用紙の大字で提出する場合は、それをことごとく表示できます。  
3 申請に記載する大字の場合は、印刷により提出することできます。  
4 各欄に記載すべき事項は、別紙によることができます。

第三十九号様式(第四十一一条関係)  
住宅型式認定をしない旨の通知書  
年月日  
申請者 様 国土交通大臣  
登録住宅型式認定専務課 長  
丁度の本質的構造の特徴等に要する法律第33条第1項の規定による登録の届出  
を行つておらず、既に登録せしむる事由が生じた場合は、この申請書及び登録の届出に記載の事項は、事実に照  
合する。  
1. 申請書月日  
2. 登録に係る型式の概要  
3. 税番  
参考 1 この用紙の大字では、日本語を用意してください。  
2 登録の届出で提出する申請書類は、申請の内容を正確に反映するため必要な範囲  
にてこの用紙の大字で提出する場合は、それをことごとく表示できます。  
3 申請に記載する大字の場合は、印刷により提出することとします。  
4 各欄に記載すべき事項は、別紙によることができます。

第四十号様式(第四十三条関係)  
登録住宅型式認定専務課 長  
申請者の氏名又は本名  
代表者の氏名  
丁度の本質的構造の特徴等に要する法律第33条第1項の規定による登録の届出  
を行つておらず、既に登録せしむる事由が生じた場合は、この申請書及び登録の届出に記載の事項は、事実に照  
合する。  
1. 許可を受けた型式の構造等  
2. 登録を受けた型式の構造等  
3. 他の登録を受けた型式の構造等と異なる場合、その他の型式の構造等を記載して置くこととする  
4. 住宅型式認定規則に規定する事項  
5. 税号  
(住所)  
① 不審な文字は、挿入してください。  
② 申請者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記入してください。  
③ 申請者が個人である場合は、申請者の氏名も併せて記入して下さい。  
参考 1 この用紙の大字では、日本語を用意してください。  
2 登録の届出で提出する申請書類は、申請の内容を正確に反映するため必要な範囲  
にてこの用紙の大字で提出する場合は、それをことごとく表示できます。  
3 申請に記載する大字の場合は、印刷により提出することとします。  
4 各欄に記載すべき事項は、別紙によることができます。

第四十一号様式（第四十五条関係）

第41号様式(第45号関係)	
型式注文部等製造者認証書	
年	月
申請者 様	
国土交通省	
建設住宅都市整備省	
住居の品質確保の促進等に関する法律第33条第1項の規定に基づき、下記のとおり型式 登録を申請する旨の認証を頒する。	
記	
1. 型式名	
2. 認証をした型式で区分等の種類	
3. 認証をした型式で区分等に係る型式認定規則	
4. 認証の有効期限	
5. 附注	
備考 1 この届出の大手は、日本建築規範AMとしてござり、 2 世界外因性で型式認定等機関は、審査の円滑な実施を得るために必要な範囲 内にてこの種の一つを変更して認めます。 3 本機関の規則による機関の変更は、日本建築規範AMとしてござります。 4 会員に記載すべき事項は、別紙によりることができます。	

第四十二号様式（第四十五条関係）

第42号様式(第45号関係)	
認証をしない旨の通知書	
年	月
申請者 様	
国土交通省	
建設住宅都市整備省	
住居の品質確保の促進等に関する法律第33条第1項の規定に基づき、下記のとおり型式 登録を申請する旨の認証を頒する。	
記	
1. 型式名	
2. 申請する型式で区分等の種類	
3. 用途	
備考 1 この届出の大手は、日本建築規範AMとしてござり、 2 世界外因性で型式認定等機関は、審査の円滑な実施を得るために必要な範囲 内にてこの種の一つを変更して認めます。 3 本機関の規則による機関の変更は、日本建築規範AMとしてござります。 4 会員に記載すべき事項は、別紙によりすることができます。	

第四十三号様式（第四十七条関係）

第43号様式(第47号関係)	
型式注文部等製造者変更申請書	
年	月
国土交通省	
建設住宅都市整備省	
申請者の氏名又は名称	
代理者の氏名又は名称	
住居の品質確保の促進等に関する法律第33条第1項の規定に基づき、下記のとおり型式 登録を申請する旨の認証を受ける旨を記載する旨の変更する旨の申出を受ける。	
記	
1. 型式の変更内容	
2. 型式の変更内容の認証番号及び認証年月日	
3. 型式の変更内容の認証年月日	
4. 工場の変更事項の変更内容	
5. 備考	
(注記)	
① 申請者の氏名又は名称は、代理者の氏名又は名称と併せて記載してください。 ② 申請者の氏名又は名称は、代理者の氏名又は名称と併せて記載してください。 ③ 代理者の氏名又は名称は、代理者の氏名又は名称と併せて記載してください。	
備考 1 この届出の大手は、日本建築規範AMとしてござり、 2 世界外因性で型式認定等機関は、審査の円滑な実施を得るために必要な範囲 内にてこの種の一つを変更して認めます。 3 本機関の規則による機関の変更は、日本建築規範AMとしてござります。 4 会員に記載すべき事項は、別紙によりすることができます。	

第四十四号様式（第四十八条関係）

第44号様式(第48号関係)	
型式注文部等製造者変更登出書	
年	月
国土交通省	
建設住宅都市整備省	
登出者の氏名又は名称	
代理者の氏名又は名称	
住居の品質確保の促進等に関する法律第33条第1項の規定に基づき、下記のとおり型式 登録を申請する旨の認証を受ける旨を記載する旨の変更する旨の登出を受ける。	
記	
1. 型式の変更内容	
2. 型式の変更内容の認証番号及び認証年月日	
3. 型式の変更内容の認証年月日	
4. 工場の変更事項の変更内容	
5. 備考	
(注記)	
① 登出者の氏名又は名称は、代理者の氏名又は名称と併せて記載してください。 ② 申出者の氏名又は名称は、代理者の氏名又は名称と併せて記載してください。 ③ 代理者の氏名又は名称は、代理者の氏名又は名称と併せて記載してください。	
備考 1 この届出の大手は、日本建築規範AMとしてござり、 2 世界外因性で型式認定等機関は、審査の円滑な実施を得るために必要な範囲 内にてこの種の一つを変更して認めます。 3 本機関の規則による機関の変更は、日本建築規範AMとしてござります。 4 会員に記載すべき事項は、別紙により提出することができます。	

新規十五号様式(第49号関係) 製造事業者届出書  
国土交通大臣 指定年月日  
登録住所:都道府県名: 郵便番号: 代表者の氏名:  
登録に係る製造行為の本拠地の所在地を記入する。括弧内に記載する場合は、該地の品質検査の実施地に関する記載を併記せよ。(例)「東京都千代田区神田4丁目8番地(東京都江戸川区葛西4丁目1番地)」  
1. 事業の内容: 事業の内容を記入せよ。  
2. 制造の場所: 例として「新規十五号様式(第49号関係)」  
3. 延長年月日: 事業の期間を記入せよ。  
備考: この用紙の大きさは日本通常規格A4としてください。

新規十六号様式(第52号関係)  
国土交通大臣 指定年月日  
登録住所:都道府県名: 郵便番号: 代表者の氏名:  
登録に係る製造行為の本拠地の所在地を記入する。括弧内に記載する場合は、該地の品質検査の実施地に関する記載を併記せよ。(例)「東京都千代田区神田4丁目8番地(東京都江戸川区葛西4丁目1番地)」  
1. 事業の内容: 事業の内容を記入せよ。  
2. 制造の場所: 例として「新規十六号様式(第52号関係)」  
3. 延長年月日: 事業の期間を記入せよ。  
備考: この用紙の大きさは日本通常規格A4としてください。

新規十七号様式(第53号関係) 製造行為型式変更認定期間延長申請書  
国土交通大臣 指定年月日  
登録住所:都道府県名: 郵便番号: 代表者の氏名:  
登録に係る製造行為の本拠地の所在地を記入する。括弧内に記載する場合は、該地の品質検査の実施地に関する記載を併記せよ。(例)「東京都千代田区神田4丁目8番地(東京都江戸川区葛西4丁目1番地)」  
1. 事業の内容: 事業の内容を記入せよ。  
2. 制造の場所: 例として「新規十七号様式(第53号関係)」  
3. 延長年月日: 事業の期間を記入せよ。  
備考: この用紙の大きさは日本通常規格A4としてください。

新規十八号様式(第61号関係) 製造行為型式変更認定期間延長届出書  
国土交通大臣 指定年月日  
登録住所:都道府県名: 郵便番号: 代表者の氏名:  
下記のとおり、  
(1) 既存の製造行為の本拠地の所在地を記入する。括弧内に記載する場合は、該地の品質検査の実施地に関する記載を併記せよ。(例)「東京都千代田区神田4丁目8番地(東京都江戸川区葛西4丁目1番地)」  
(2) 代表者の氏名:  
(3) 登録の年月日:  
(4) 登録に係る製造行為の本拠地の所在地を記入する。括弧内に記載する場合は、該地の品質検査の実施地に関する記載を併記せよ。(例)「東京都千代田区神田4丁目8番地(東京都江戸川区葛西4丁目1番地)」  
(5) 既存の製造行為の本拠地の所在地を記入する。括弧内に記載する場合は、該地の品質検査の実施地に関する記載を併記せよ。(例)「東京都千代田区神田4丁目8番地(東京都江戸川区葛西4丁目1番地)」  
1. 记載事項  

届出項目	変更前	変更後	変更予定期日	備考
------	-----	-----	--------	----

  
2. 变更の理由  
備考: この用紙の大きさは日本通常規格A4としてください。

第四十九号様式（第六十二条関係）

第五十号様式(第六十三条関係)	
登録在宅型式性能認定等機関登録更新申請書	
提出者大変 格	申請者の方名又は名称
登録在宅型式性能認定等機関登録更新申請書	
登録料: 年額11万円(税込)の規定に基づき、ご請求します。	
① 登録者番号	
② 登録の期間	
③ 登録の区分	
④ 認定の事務所	
⑤ 登録料の支拂い方	
⑥ 保証人の氏名(連絡先が近くでない場合は記入)	
⑦ 保証料の支拂い方	
(注) 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。 備考 1 この用紙の大きさは、日本通常規格A4としてください。 備考 2 申請料の支拂い方を記入して下さい。	

第五十号様式（第六十三条関係）

第五十一号様式(第六十三条関係)	
登録在宅型式性能認定等機関登録更新申請書	
提出者大変 格	提出者の方名又は名称
登録在宅型式性能認定等機関登録更新申請書	
登録料: 年額11万円(税込)の規定に基づき、ご請求します。	
① 登録者番号	
② 登録の期間	
③ 登録の区分	
④ 認定の事務所	
⑤ 登録料の支拂い方	
⑥ 保証人の氏名(連絡先が近くでない場合は記入)	
⑦ 保証料の支拂い方	
(注) 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。 備考 この用紙の大きさは、日本通常規格A4としてください。	

第五十一号様式（第六十三条関係）

第五十二号様式(第六十三条関係)	
登録在宅型式性能認定等機関登録更新申請書	
提出者大変 格	認可者の方名又は名称
登録在宅型式性能認定等機関登録更新申請書	
登録料: 年額11万円(税込)の規定に基づき、ご請求します。	
① 登録者番号	
② 登録の期間	
③ 登録の区分	
④ 認定の事務所	
⑤ 登録料の支拂い方	
⑥ 保証人の氏名(連絡先が近くでない場合は記入)	
⑦ 保証料の支拂い方	
(注) 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。 備考 この用紙の大きさは、日本通常規格A4としてください。	

第五十二号様式（第六十三条関係）

第五十三号様式(第六十三条関係)	
登録在宅型式性能認定等機関登録更新申請書	
提出者大変 格	認可者の方名又は名称
登録在宅型式性能認定等機関登録更新申請書	
登録料: 年額11万円(税込)の規定に基づき、ご請求します。	
① 登録者番号	
② 登録の期間	
③ 登録の区分	
④ 認定の事務所	
⑤ 登録料の支拂い方	
⑥ 保証人の氏名(連絡先が近くでない場合は記入)	
⑦ 保証料の支拂い方	
(注) 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。 備考 1 この用紙の大きさは、日本通常規格A4としてください。 2 申請料の支拂い方を記入して下さい。	

第五十三号様式(第六十三条関係)  
登録住宅性能評定等機関事業者認証明書 年 月 日  
国土交通大臣 総務  
届け者 氏名又は商号及び法人にあって  
はその代表者の氏名  
会社名  
氏名又は商号及び法人にあって  
はその代表者の氏名  
氏のとおり登録住宅性能評定等機関について概要を示します。  
1. 登記者への氏名及び法人  
2. 登記年月日  
3. 登記番号  
4. 登記の登録住宅性能評定等機関の名称を承認した者の氏名及び住所  
参考 1 この用紙の大さきは、日本通常規格A4としてください。  
2 裁切印は、2cm以上としてください。

第五十四号様式(第六十三条関係)  
登録住宅性能評定等機関事業者承認証明書 年 月 日  
国土交通大臣 総務  
認定者 氏名又は商号及び法人にあって  
はその代表者の氏名  
会社名  
氏名又は商号及び法人にあって  
はその代表者の氏名  
氏のとおり登録住宅性能評定等機関について概要を示します。  
1. 登記者への氏名及び法人  
2. 登記年月日  
3. 登記番号  
4. 登記の登録住宅性能評定等機関の名称を承認した者の氏名及び住所  
参考 1 この用紙の大さきは、日本通常規格A4としてください。

第五十五号様式(第六十九条関係)  
登録住宅性能評定等機関事業者休業止留出事 年 月 日  
国土交通大臣 総務  
認出者 の 場 所  
届け出る者の氏名  
氏のとおり登録住宅性能評定等機関事業者休業止留出事の規定に基づき、認定者が登録住宅性能評定等機関の登録を停止する旨の届出書類を提出するまで、次のとおり受け付けることとしります。  
1. 休止(休業)によるとする認定等の登録の廃止(廃業)をするので、次のとおり受け付ける  
2. 休止(休業)による登録の再開をするので、次のとおり受け付ける  
3. 休止(休業)による登録の再開の場合は、その期間  
4. 休止(休業)が終了する場合は、その期間  
参考 1 この用紙の大さきは、日本通常規格A4としてください。

第五六十号様式(第七十条関係)  
登録住宅性能評定等機関事業者許可届出書 年 月 日  
国土交通大臣 総務  
認出者 の 場 所  
届け出る者の氏名又は会社名  
認定等機関の登録を定めた場合、登録の登録事業者に登録する法律第49条第1項前段の規定に基づき、認定者のとおり受け付ける  
参考 1 この用紙の大さきは、日本通常規格A4としてください。  
2 届出に際する認定等機関規約を付せてください。

第五十七条様式(第七十条関係)  
登録宅地型性能認定等権限認定事務許可更新届  
国土交通大臣 総務省大臣 理事長  
提出者名又は本部  
提出者内閣総理大臣  
認定事務権限を変更したので、以下の品質確保の促進等に関する法律第49条第1項後段  
に規定するところ、別添のとおり施行せん。

2. 更新の由  
参考 1 この用紙の大きさは、日本郵便料金44としてください。  
2 認定権及更新権を行使し新規条件の認定を受けた旨

第五十八条様式(第七十一条関係)  
認定等を行った旨の報告書  
国土交通大臣 総務省大臣 理事長  
提出者名又は本部  
提出者内閣総理大臣  
認定事務権限を変更したので、以下の品質確保の促進等に関する法律第49条第1項後段  
に規定するところ、別添のとおり施行せん。

1. 認定結果・認定の実効を受けた者の名又は本局及び住所

2. 認定結果・認定の実効をした翌日迄の部分に該する性能表示書

3. 認定結果・認定の実効を受けた翌日迄の部分に該する性能表示書

4. 異てに算るものあつては、認定結果・認定の実効を受けた翌日迄の部分等に該する

5. 認定結果・認定の実効を受けた者の名又は本局及び住所

6. 認定結果・認定の実効を受けた者の名又は本局及び住所

参考 1 この用紙の大きさは、日本郵便料金44としてください。

2 認定権及更新権を行使し新規条件の認定を受けた旨

第五十九号様式(第七十八条関係)  
特別評価方法認定申請書  
国土交通大臣 総務省大臣 理事長  
申請者名又は本部  
提出者内閣総理大臣  
認定事務権限を変更したので、以下の品質確保の促進等に関する法律第49条第1項後段に規定するところ、別添のとおり施行せん。

1. 認定結果・特別評価方法認定のための評価基準の変更  
2. 特別評価方法の変更  
3. 特別評価方法の変更

4. 特別評価方法の変更

5. 特別評価方法の変更

6. 特別評価方法の変更

参考 1 この用紙の大きさは、日本郵便料金44としてください。

2 認定権及更新権を行使し新規条件の認定を受けた旨

3 この用紙の大きさは、日本郵便料金44としてください。

4 この用紙の大きさは、日本郵便料金44としてください。

5 この用紙の大きさは、日本郵便料金44としてください。

6 この用紙の大きさは、日本郵便料金44としてください。

第六十号様式(第八十条関係)  
特別評価方法認定書  
国土交通大臣 総務省大臣 理事長  
申請者名又は本部  
提出者内閣総理大臣  
認定事務権限を変更したので、以下の品質確保の促進等に関する法律第49条第1項後段に規定するところ、別添のとおり施行せん。

1. 認定結果・特別評価方法の変更  
2. 特別評価方法の変更  
3. 特別評価方法の変更

4. 特別評価方法の変更

5. 特別評価方法の変更

6. 特別評価方法の変更

参考 1 この用紙の大きさは、日本郵便料金44としてください。

2 認定権及更新権を行使し新規条件の認定を受けた旨

3 この用紙の大きさは、日本郵便料金44としてください。

4 この用紙の大きさは、日本郵便料金44としてください。

第六十一条様式(第八十条関係)  
特別評価方法認定をしない旨の通知書  
申請者 様 国立文部省  
年 月 日  
下記の申請について、下記の理由により当該申請は特許法第46条第1項第2号に規定する特許法上の拒絶事由に該当する旨の判断を受けたので、以下の品質保証の認定をしない旨の通知を送付する。特許法第46条第1項第2号の規定による特許法上の拒絶事由に該当する旨の判断を受けた旨の通知書  
なお、この場合に不満があるときは、この通知を交付された翌日から起算して60日以内に特許審査会に對して異議を立てることができます。

2. 特許法第46条第1項第2号に該当する旨の判断を受けた旨の通知書  
3. 理由

第六十二号様式(第八十二条関係)  
試験申請書  
国立文部省  
年 月 日  
申請者の氏名  
代理者の氏名  
住所の品質保証の実施に要する試験の件名及び件番  
件番号  
1. 当該試験に對する認定を受けようとする特許法上の拒絶事由の名称  
2. 試験の件名  
3. 試験の件番号  
4. 当該特許法上の拒絶事由の内容  
5. 説明  
参考 1 この問題の大きさは、日本産業規格A4としてください。  
2 本試験の結果は、本試験の結果をもとにした他の試験結果と併せてこの様式の  
結果を考慮して審査に供されることはあります。  
3. 試験の件名については、特許の権利範囲に記載するものと異なるもの  
の場合は、所要の合意を得て記載してください。  
4. 本試験の結果は、本試験の結果をもとにした他の試験結果と併せて考慮されます。  
5. 国士大審査会に提出する場合は、この申請書の上に手数料の額に相当する  
手数料印字をしてないものに限る。これを削除してください。

第六十三号様式(第八十三条関係)  
試験の結果の説明書  
申請者 様 国立文部省  
年 月 日  
申請者の氏名  
代理者の氏名  
住所の品質保証の実施に要する試験の件名及び件番  
件番号  
1. 当該試験に對する認定を受けようとする特許法上の拒絶事由の名称  
2. 試験の件名  
3. 試験の件番号  
4. 当該特許法上の拒絶事由の内容  
5. 説明  
(注) (1) 試験の内容  
(2) 試験の結果  
(3) 球  
参考 1 この問題の大きさは、日本産業規格A4としてください。  
2 各欄に記載すべき事項は、別紙により提出することができます。

第六十四号様式(第八十四条関係)  
全般試験機関開設申請書  
国立文部省  
申請者の氏名  
代理者の氏名  
住所の品質保証の実施に要する試験の件名及び件番  
件番号  
1. 全般試験機関を行う事務の責任者  
2. 全般試験機関を行う事務の責任者  
3. 全般試験機関を行う事務の責任者  
4. 全般試験機関を行う事務の責任者  
(注) 申請者は、開設する試験機関の運営を監督するための監査を行ってください。  
参考 1 この問題の大きさは、日本産業規格A4としてください。  
2 第84各項に掲げる情報を記入してください。



第69号様式(第69条関係)  
登録試験機関事業者認可登録証明書  
国土交通大臣 総務省  
年月日  
説明者 氏名  
氏の上より登録試験機関について説明がありますことを認明します。  
1. 登録者  
2. 登録番号  
3. 登録場所  
4. 登録機関の所在地を承認する者として選定された者の氏名及び住所  
備考 1 この用紙の大字は、日本通商規則44としてください。  
2 この用紙は、ふるまんとしてください。

第70号様式(第70条関係)  
登録試験機関事業者認可登録証明書  
国土交通大臣 総務省  
年月日  
説明者 氏名  
氏の上より登録試験機関について説明がありますことを認明します。  
1. 登録者  
2. 登録番号  
3. 登録場所  
4. 登録機関の所在地を承認した者の氏名及び住所  
備考 1 この用紙の大字は、日本通商規則44としてください。  
2 この用紙は、ふるまんとしてください。

第71号様式(第71条関係)  
登録試験機関事業者登録証明書  
国土交通大臣 総務省  
年月日  
説明者 氏名  
氏の上より登録試験機関について説明がありますことを認明します。  
1. 登録者  
2. 登録番号  
3. 登録場所  
4. 登録機関の所在地を承認した者の氏名及び住所  
備考 1 この用紙の大字は、日本通商規則44としてください。  
2 この用紙は、ふるまんとしてください。

第72号様式(第72条関係)  
登録試験機関審査済認定書  
国土交通大臣 総務省  
年月日  
提出者 氏名  
氏の上より登録試験機関について説明がありますことを認明します。  
1. 登録者  
2. 登録番号  
3. 登録場所  
4. 登録機関の所在地を承認した者の氏名及び住所  
備考 1 この用紙の大字は、日本通商規則44としてください。  
2 この用紙は、ふるまんとしてください。

第七十三号様式（第九十六条関係）

新七十三号様式(第九十六条関係)	
登録料納付書類開設業者登録料納付書	
提出者大蔵 稲	提出者 の 様 所
提出者氏名又は本名	提出者住所又は登記場所
提出者登記場所	
提出者登記場所を定めたので、販売の品質調査及び検査等に関する法律第61条第3項に付する旨同様第49条登記の規定に依り登記の届出を以て置けます。	
参考 1 この用紙の大きさは、日本通商規格AAとしてください。	
参考 2 お出でになる場合は、必ず提出用紙を用意しておきなさい。	

第七十四号様式（第九十六条関係）

新七十号様式(第九十六条関係)	
登録料納付書類開設業者登録料納付書	
提出者大蔵 稲	提出者 の 様 所
提出者氏名又は本名	提出者住所又は登記場所
提出者登記場所	
提出者の品質調査の結果は、販売の品質調査の結果に付する法律第61条第3項に付する旨同様第49条登記の規定に依り登記の届出を以て置けます。	
参考 1 この用紙の大きさは、日本通商規格AAとしてください。	
参考 2 变更前の変更後を対照した新台帳文の別冊表を添付してください。	

第七十五号様式（第一百三條関係）

新七十五号様式(第百三條関係)	
新規登録令状(開設業者登録料納付書)	
提出者大蔵 稲	提出者 の 様 所
提出者氏名又は本名	提出者住所又は登記場所
提出者の登記場所	
提出者の登記場所は、新規登録令状の登記料の支拂いの上(税込)をするが、次のとおり届けます。	
1. 本件の税込	
2. 变更前の登記料	
参考 1 この用紙の大きさは、日本通商規格AAとしてください。	
参考 2 变更前の変更後を対照した新台帳文の別冊表を添付してください。	

第七十六号様式（第一百四條関係）

新七十六号様式(第百四條関係)	
新規登録令状(開設業者登録料納付書)	
提出者大蔵 稲	提出者 の 様 所
提出者氏名又は本名	提出者住所又は登記場所
提出者の登記場所	
提出者の登記場所は、新規登録令状の登記料の支拂いの上(税込)をするが、次のとおり届けます。	
1. 本件の登記料	
2. 变更前の登記料	
参考 1 この用紙の大きさは、日本通商規格AAとしてください。	
参考 2 变更前の変更後を対照した新台帳文の別冊表を添付してください。	

新七十七号様式(第百二十二条関係)

年度賃借料金収入書  
(年月日から年月日)  
住での賃貸借の収支等に関する法律施行規則第12条第1項の規定により、賃金受取  
料金を提出します。 年月日

住給付処理支援センター 職

年	月	日	年	月	日
1. 収入合計			2. 収支差額		
3. 賃金受取入			4. 賃金支払入		
5. その他受取入			6. その他支払入		
7. 税金等			8. 税金等		
9. 合計			10. 合計		

(注記) ① 収入合計：支給金額の一括収入額でください。  
② 収支差額：支給金額より賃金受取額に外れ算出額を控除しておけます。  
③ 賃金受取は、次に記した各科目の子細について、その生年死年、前年度予算と  
現行予算との差額を算出してください。  
参考 この用紙の大きさは、日本通常規格A4としてください。

新七十八号様式(第百二十二条関係)

年度賃借料金収入書  
住での賃貸借の収支等に関する法律施行規則第12条第1項の規定により、賃金受取  
料金を提出します。 年月日

住給付処理支援センター 職

年	月	日	年	月	日
1. 収入合計			2. 収支差額		
3. 賃金受取入			4. 賃金支払入		
5. その他受取入			6. その他支払入		
7. 税金等			8. 税金等		
9. 合計			10. 合計		

(注記) ① 収入合計：支給金額の一括収入額でください。  
② 収支差額：支給金額より賃金受取額に外れ算出額を控除しておけます。  
③ 賃金受取は、次に記した各科目の子細について、その生年死年、前年度予算と  
現行予算との差額を算出してください。  
参考 この用紙の大きさは、日本通常規格A4としてください。

新七十九号様式(第百二十二条関係)

年度賃借料金収入書  
(年月日から年月日)  
住での賃貸借の収支等に関する法律施行規則第12条第1項の規定により、賃金受取  
料金を提出します。 年月日

住給付処理支援センター 職

年	月	日	年	月	日
1. 収入合計			2. 収支差額		
3. 賃金受取入			4. 賃金支払入		
5. その他受取入			6. その他支払入		
7. 税金等			8. 税金等		
9. 合計			10. 合計		

(注記) ① 収入合計：支給金額の一括収入額でください。  
② 収支差額：支給金額より賃金受取額に外れ算出額を控除しておけます。  
③ 賃金受取は、次に記した各科目の子細について、その生年死年、前年度予算と  
現行予算との差額を算出してください。  
参考 この用紙の大きさは、日本通常規格A4としてください。

第八十号様式(第百二十三條関係)  
被遺贈財産登録登記書  
( 年 月 日から 年 月 日 )  
引下への資産の引渡し等に関する法律第26条別紙第12条第1項の規定により、助成金被遺贈登記書を提出します。 年 月 日

引下助成金被遺贈センター		被遺贈財産登録登記書		
件名	登記番号	登記日	登記料	税
1. 支入人等				
2. 助成金取扱人				
3. 第三者登記料				
4. 税				
5. 遺言文・仮登記書類				
6. 請求書				
7. 依頼書				
8. 残りの書類				

(注記欄)  
 ① 本件は、助成金被遺贈登記事務局よりお預け一並手取願していただけます。  
 ② 受取の記入欄に記入された日付以外にも料金(総額)を支払うことができます。  
 ③ 本件は、助成金被遺贈登記事務局よりお預けの登記書類について、その主な梗概、子孫等との連絡の用意を記入してください。  
 備考 この用紙の大きさは、日本通規規格A4としてください。